

芽室町地域防災計画 (地震防災計画編)

令和8年2月
芽室町防災会議

目次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項.....	1
第4節 計画の基本方針.....	2
第5節 芽室町の概況.....	9
第6節 芽室町の地震の発生状況.....	9
第7節 芽室町における地震の想定.....	10
第2章 災害予防計画.....	11
第1節 住民の心構え.....	11
第2節 地震に強いまちづくり推進計画.....	12
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発.....	14
第4節 防災訓練計画.....	15
第5節 食料等の調達・確保及び災害資機材の整備.....	17
第6節 相互応援（受援）体制整備計画.....	17
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	19
第8節 避難体制整備計画.....	21
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	25
第10節 火災予防計画.....	29
第11節 危険物等災害予防計画.....	30
第12節 建築物等災害予防計画.....	31
第13節 土砂災害予防計画.....	32
第14節 液状化災害予防計画.....	32
第15節 積雪・寒冷対策計画.....	33
第3章 災害応急対策計画.....	35
第1節 応急活動体制.....	35
第2節 地震情報通信計画.....	45
第3節 災害情報等の収集及び伝達計画.....	48
第4節 災害広報・情報提供計画.....	62
第5節 避難対策計画.....	64
第6節 救助救出計画.....	75
第7節 地震火災等対策計画.....	77
第8節 災害警備計画.....	81
第9節 交通応急対策計画.....	82
第10節 輸送計画.....	88
第11節 ヘリコプター活用計画.....	93
第12節 食料供給計画.....	100
第13節 給水計画.....	102
第14節 衣料、生活必需品等物資供給計画.....	104
第15節 上下水道施設対策計画.....	106
第16節 石油類燃料供給計画.....	107
第17節 電力施設災害応急計画.....	108

第18節	ガス施設災害応急計画.....	109
第19節	通信施設災害対策計画.....	110
第20節	医療救護計画.....	111
第21節	防疫計画.....	114
第22節	廃棄物等処理計画.....	116
第23節	文教対策計画.....	117
第24節	住宅対策計画.....	121
第25節	被災建築物安全対策計画.....	124
第26節	被災宅地安全対策計画.....	125
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	126
第28節	広域応援・受援計画.....	130
第29節	自衛隊派遣要請及び活動計画.....	133
第30節	防災ボランティアとの連携計画.....	138
第31節	災害義援金等募集（配分）計画.....	140
第32節	災害救助法の適用と実施.....	141
第33節	障害物除去計画.....	143
第34節	家庭動物等対策計画.....	145
第35節	被災者援護支援.....	145
第4章	災害復旧計画.....	149
第1節	基本方針.....	149
第2節	公共施設等災害復旧計画.....	149
第3節	災害応急金融計画.....	150
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画.....	151
第1節	推進計画の目的.....	151
第2節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性.....	151
第3節	災害対策本部等の設置等.....	152
第4節	地震発生時の応急対策等.....	153
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	155
第6節	防災訓練計画.....	156
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項.....	157
第8節	地域防災力の向上に関する計画.....	158

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）及び芽室町防災会議条例（昭和38年条例第4号）第2条第1号の規定に基づき、芽室町防災会議が作成する計画であり、芽室町における防災に関する予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて住民及び観光客や外国人等、芽室町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 芽室町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、町内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫及び食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「芽室町地域防災計画」の「地震防災計画編」として、芽室町防災会議が作成する。なお、この計画に定められていない事項については、「芽室町地域防災計画」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、基本法第2条の2の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 防災対策は、自助（住民及び事業者が自らの安全は自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。
- 6 これまでに各地で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域的特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図る。

第4節 計画の基本方針

第1 防災会議

芽室町における防災行政を総合的に運営するために、基本法第16条の規定に基づき芽室町防災会議を設置し、その構成及び運営は次のとおりとする。

1 防災会議の組織

防災会議は、芽室町防災会議条例第3条第5項の規定により第1図の構成とする。

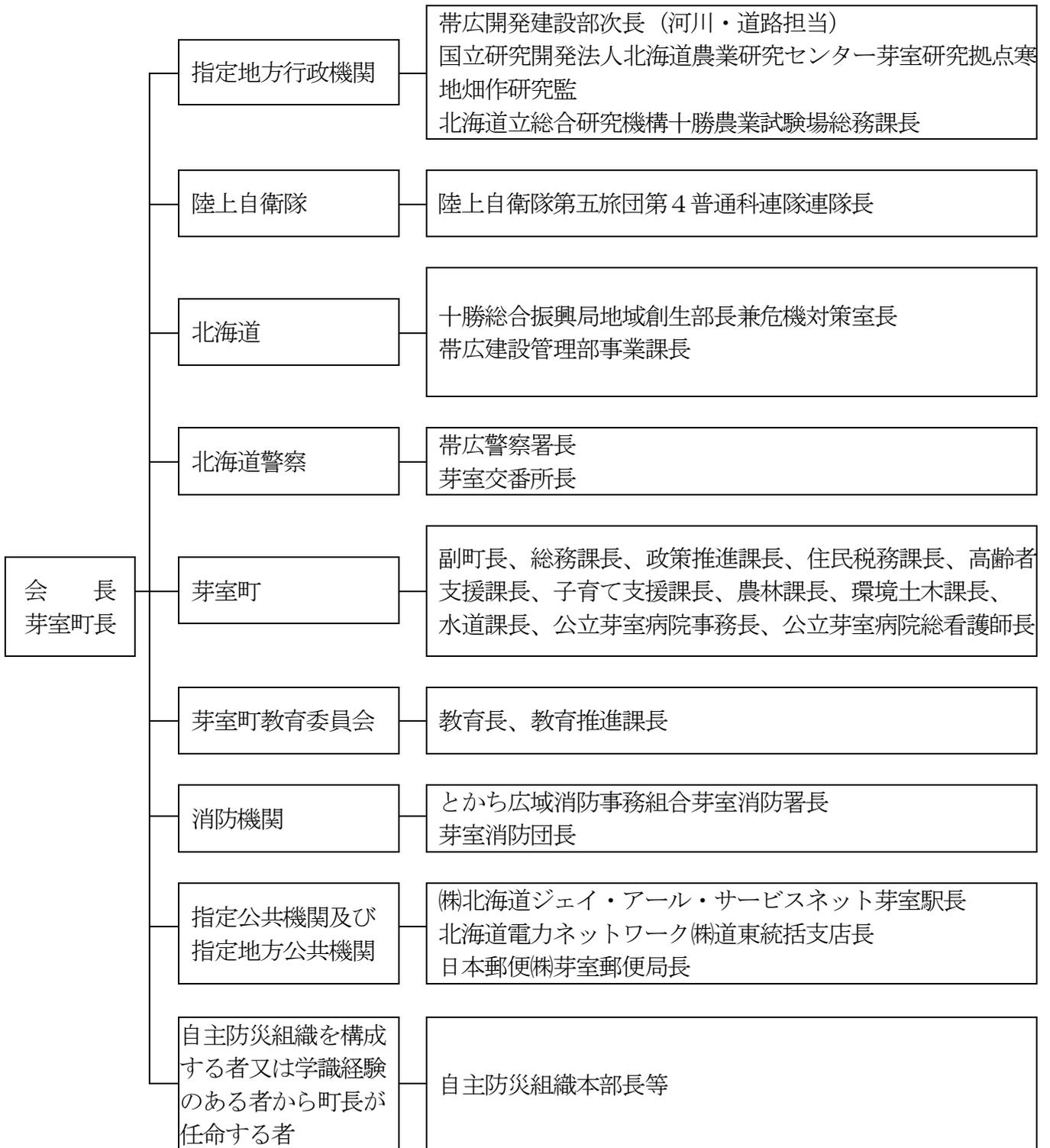
2 防災会議の運営

芽室町防災会議条例の定めるところによるものとする。

3 防災会議の業務

芽室町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を図り災害情報の収集と機関相互の連絡調整を行う。

第1図 町防災会議の組織



第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	事務又は業務
1 芽室町	
芽室町	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の自主防災組織の育成に関する事。 ② 防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。 ③ 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関する事。 ④ 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関する事。 ⑤ 防災に関する施設、設備の整備に関する事。 ⑥ 防災に関する食料、資材及び機器の備蓄並びに供給に関する事。 ⑦ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。 ⑧ 水防活動等防災対策の実施に関する事。 ⑨ 避難の指示に関する事。 ⑩ 被災者に対する救助及び救護並びに救援に関する事。 ⑪ 災害時における保健衛生に関する事。 ⑫ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事。 ⑬ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事。 ⑭ 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関する事。 ⑮ 災害時要援護者の把握及び擁護に関する事。 ⑯ 災害ボランティアの受け入れに関する事。 ⑰ 自衛隊の災害派遣を要請権者に依頼する事。
芽室町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関する事。 ② 教育施設の被害調査及び報告に関する事。 ③ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。 ④ 公立学校における防災教育に関する事。
とちろ広域消防事務組合 芽室消防署 芽室消防団	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防活動に関する事。 ② 火災警報等の住民への周知に関する事。 ③ 住民の避難誘導と人命救助に関する事。 ④ 緊急時における病人、負傷者急患の搬送に関する事。 ⑤ 町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関する事。
2 指定地方行政機関 (指定行政機関の地方支分部局その他の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。)	
帯広開発建設部	<ul style="list-style-type: none"> ① 管轄する道路、河川の改修、維持管理並びに災害応急対策、復旧工事を行う事。 ② 十勝川水系の水位の観測を行い水防警報及び洪水予報(气象台と共同)を行う事。 ③ 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関する事。
北海道農政事務所 帯広地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。

機関名		事務又は業務
北海道運輸局 帯広運輸支局		① 自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。 ② 防災関係機関と輸送機関との連絡調整を行うこと。
北海道森林管理局 十勝西部森林管理署		① 所轄国有林の治山による災害防止に関すること。 ② 所轄国有林に係る保安林、保安施設及び地滑り防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 ③ 災害応急対策用木材の供給に関すること。
北海道総合通信局		① 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。 ② 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 ③ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 ④ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ⑤ 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
国立研究開発法人 北海道農業研究センター		農地、農業用施設、農作物等の予防措置並びに防止対策の研究と技術指導を行うこと。
釧路地方气象台及び 帯広測候所		① 気象・地象・水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備に関すること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
総務省北海道管区行政評価局（釧路行政監視行政相談センター）		① 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 ② 専用電話を備えた相談窓口を開設すること。 ③ 特別行政相談所を開設すること。
3 自衛隊		
陸上自衛隊第5旅団		① 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 ② 災害時において、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合において、独自の判断に基づき部隊等を派遣すること。
4 北海道		
十勝総合振興局	地域創生部 危機対策室	① 総合振興局地域災害対策協議会に関すること。 ② 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材その他災害予防措置を講じること。 ③ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ④ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。

機関名		事務又は業務
		<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 ⑥ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 ⑦ 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の適用を行い、救助の実施指導を行うこと。
	帯広建設管理部	<ul style="list-style-type: none"> ① 管轄する道路、河川の改修、維持管理並びに災害応急対策、復旧工事を行うこと。 ② 管理河川の水位の観測を行い水防警報及び洪水予報を行うこと。 ③ 水防技術の指導に関すること。 ④ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
十勝総合振興局	保健環境部 保健行政室	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害時における塵芥収集、し尿の汲取り、死亡獣畜処理等の清掃業務について、指導助言を行うこと。 ② 被害時における応急医療に関すること。 ③ 被災地における給水の実施、防疫の実施指導、感染症予防及び清掃指導に関すること。 ④ 被災地における環境衛生及び食品衛生に関すること。 ⑤ 被災地における保健衛生指導に関すること。 ⑥ 被災地における医薬品、衛生材料等の需給に関すること。
十勝農業改良普及センター		農業災害時における農業者の早期経営の安定を図るため応急対応等について、それぞれの専門分野について適切な技術指導を行うこと。
北海道立総合研究機構 十勝農業試験場		農地、農業用施設、農作物等の予防措置並びに防止対策の研究と技術指導に関すること。
十勝教育局		<ul style="list-style-type: none"> ① 児童、生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関すること。 ② 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 ③ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。
5 警察		
	帯広警察署及び 芽室交番	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の避難誘導及び被災者の救出救助並びに交通路の確保に関すること。 ② 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ③ 犯罪の予防、取締等に関すること。 ④ 危険物に対する保安対策に関すること。 ⑤ 広報活動に関すること。 ⑥ 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
6 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの)		
㈱北海道ジェイ・アール・サービスネット芽室駅		<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関すること。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
日本郵便(株) 芽室郵便局		郵便の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
NTT東日本(株)北海道事業部		<ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信設備の維持補修及び防災対策に関すること。 ② 災害時における通信の疎通確保及び復旧を行うこと。 ③ 気象官署からの警報を町に伝達すること。

機関名	事務又は業務
	④ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信確保を図ること。
(株) NTTドコモ北海道支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	① 通信設備の防災対策に関すること。 ② 重要施設の確保に関すること。 ③ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社 北海道支部芽室分区	① 災害時における医療、助産、その他救助、救護に関すること。 ② 災害義援金の受領、配分及び募集に関すること。
東日本高速道路(株)北海道支社 帯広管理事務所	高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関すること。
日本放送協会 帯広放送局	予報（注意報を含む。）、警報、情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運(株) 札幌支店	① 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。 ② 災害時における避難者の輸送の協力に関すること。
北海道電力ネットワーク(株) 道東統括支店	① 電力供給施設等の防災管理を行うこと。 ② 災害時における電力供給の確保に関すること。 ③ 電力施設の災害及び復旧見込等の周知を行うこと。
7 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及びその他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの)	
北海道放送(株) 帯広放送局 札幌テレビ放送(株) 帯広放送局 北海道テレビ放送(株) 帯広支社 北海道文化放送(株) 帯広支社	気象予報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
(一社) 北海道薬剤師会 十勝支部	災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
(一社) 北海道獣医師会 十勝支部	災害時における飼養動物の対応を行うこと。
(一社) 北海道バス協会	災害時における人員等の緊急輸送について、関係機関の支援を行うこと。
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
芽室町農業協同組合 十勝広域森林組合 芽室町商工会	① 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 ② 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 ③ 保険金や共済費支払いの手続きに関すること。 ④ 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。
公立芽室病院 及び一般病院	① 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。 ② 被災地における保健衛生指導に関すること。
(一社) 十勝医師会	災害時における医療関係機関との連絡調整、救急医療、助産その他

機関名	事務又は業務
	救助の実施に関すること。
一般運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策物資の緊急輸送等の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安の確保に関すること。

第5節 芽室町の概況

第1 位置及び面積

芽室町は、北緯42度43分から43度1分、東経142度43分から143度9分にあたり、北海道の東南部、十勝平野の西部に位置する。日高山系の分水嶺をその源とする美生川と芽室川、そして市街地の北部を東西に十勝川が流れている。東南部は帯広市、西北部は清水町、音更町、鹿追町に隣接し、東西22.6km、南北35.4km、面積513.76km²を有している。

第2 地質

北の紋別付近から中央高地東縁を経て、南の広尾に至る網走構造線の以東の芽室町が位置する北海道東部は、その以西に比し層序的にも構造的にも別の単元を形成している。常呂―陸別を結ぶ線から以北は主として中生界からなり、南側十勝―釧路地帯は白亜系を最下位に中部には古第三系、上部には火山噴出物に富む新第三系が広く発達している。しかも、これらは千島列島の方向にやや平行なしゅう曲構造を示している。網走―陸別、知床―豊頃、根室―釧路の三地帯は著しい隆起帯であり、帯広周辺、根釧原野、斜里付近のしゅう曲帯の低地は第四系で埋められている台地性丘陵地と沖積層からなる、おおむね平坦肥沃な農耕に適した土地である。

第6節 芽室町の地震の発生状況

第1 芽室町の被害地震

芽室町で過去に地震により被害を受けた記録は、次のとおりである。

発生年月日 地震災害名	震央	規模 (M)	被害状況
昭和27年3月4日 十勝沖地震 (震度5)	釧路沖 N 41° 48' E 144° 08'	8.2	住宅被害 43棟 非住宅被害 35棟 橋梁墜落 2カ所 被害総額 35,343千円
昭和43年5月16日 十勝沖地震 (震度5)	青森県東方沖 N 40° 7' E 143° 6'	7.9	
昭和45年1月21日 十勝南部 (震度5)	日高山脈南部 N 42° 4' E 143° 1'	6.7	
昭和57年3月21日 浦河沖地震 (震度4)	浦河沖 N 42° 04' E 142° 36'	7.1	
平成5年1月15日 釧路沖地震 (震度5)	釧路沖 N 42° 54' E 144° 22'	7.8	負傷者 8人 被害総額 83,242千円
平成6年10月4日 北海道東方沖地震 (震度4)	北海道東方沖 N 43° 22' E 147° 70'	8.1	

発生年月日 地震災害名	震央	規模 (M)	被害状況
平成15年9月26日 十勝沖地震 (震度5)	釧路沖 N 43° 22' E 147° 70'	8.0	軽傷2名、非住家被害・全壊1 土木被害・道路2件 被害総額 6,874千円
平成30年9月6日 北海道胆振東部地震 (震度4)	北海道胆振地方 中東部 N 42° 41' E 142° 00'	6.7	北海道全域停電 (ブラックアウト)

第7節 芽室町における地震の想定

十勝地方において地震発生による被害が現況で想定されるものとしては、地表の地殻が日本列島下の沈み込みに伴って発生する地震群であり、大部分は海溝周辺で発生するプレート型地震が考えられる。

過去の代表的な地震発生の事例として、1952年(昭和27年)の十勝沖地震(M8.2)及び1993年(平成5年)の釧路沖地震(M7.8)が大きな被害を及ぼしている。

平成7年に発生した阪神・淡路大地震は、浅い活断層が地殻のひずみに耐えられなくなって動いたのが原因とされる直下型地震であり、甚大な被害を及ぼした。

十勝地方は多くの活断層が存在するといわれていることから、前述の事情を踏まえ、災害対策を考えなければならない。

北海道地域防災計画によると、道内の活断層は、活断層研究会の研究成果を基に、空中写真による調査とその後の大学等の研究資料を加えて分布図を作成しているが、現時点では詳しい状況が分からないとされており、今後の北海道の活断層調査を待たなければ、その対応の緊急性など具体的な危険度を判断することができない。

そのため、本計画を作成する前提条件として、次のような地震を想定するものである。

前提条件	内 容
地震の規模	マグニチュード8 震度6弱(阪神・淡路大地震と同程度)
震源地	市街地中心部

なお、現時点において本町で想定する地震の規模は、阪神・淡路大震災と同程度の震度6弱としているが、東日本大震災のように想定を超える地震が日本で発生している現状や、近隣の帯広市において複数の活断層が確認されていることを考えると、本町においても現状の震度想定を上回る地震が発生することが考えられる。

したがって今後、最大震度である震度7への引き上げも考慮し、本町が設定する震度想定について検討を行うこととする。

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

第1節 住民の心構え

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるものとする。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- (2) 建物の補強、家具の固定をする。
- (3) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (4) 消火器の用意をする。
- (5) 最低3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出用品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (6) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (7) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

2 地震発生時の心得

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 緊急地震速報を見聞きしたときは、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (8) 皆が協力しあって、応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (11) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規定などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。

- (4) 重要書類等の非常持出品を確保する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をする。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (4) 正確な情報を入手する。
- (5) 近くの職場同士で協力し合う。

第3 集客施設で取るべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- 3 釣り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 屋外で取るべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- 2 施設等の壁、看板、割れたガラスの落下に備え、施設等のそばから離れること。
- 3 丈夫な施設等であれば、施設等の中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することに交通が混乱するので、避難のため車を使用しない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構築物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構築物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震に強い都市構造の形成

- 1 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難場所としての都市公園、学校グラウンド、公共広場等の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- 2 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。
- 2 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保をするため、基準の遵守指導に努める。
- 3 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- 4 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

第3 主要交通の強化

町、防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町、防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震設計やネットワークの充実に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄に努める。
- 2 町、防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

第7 液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について指導に努める。

第8 危険物施設等の安全確保

町、防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となる施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を推進する。

第9 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えをすることとする。

第10 地震防災緊急事業の推進

- 1 町は、地域防災計画に定められた事故のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、市町村は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- 2 計画対象事業
 - (1) 医療機関、社会福祉施設、公立小中学校、公的建造物等の改築・補強
 - (2) 地域防災拠点施設
 - (3) 防災行政無線施設、設備
 - (4) 飲料水確保施設、電源確保施設等
 - (5) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。また、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災飼料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図るものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。
 - (1) 啓発内容
 - ア 地震に対する心得
 - イ 地震に関する一般知識
 - ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - オ 災害情報の正確な入手方法
 - カ 出火の防止及び初期消火の心得
 - キ 自動車運転時の心得
 - ク 救助・救護に関する事項
 - ケ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

- コ 水道、電気、ガス、電話などの地震災害時の心得
- サ 要配慮者への配慮
- シ 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞及びインターネットの利用
- イ 広報誌、広報車両の利用
- ウ パンフレットの配布
- エ 講演会、講習会等の開催及び訓練の実施

- 3 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行うなど防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

防災訓練は、町防災会議の関係機関の長、公共団体の長及び防災上重要な施設の管理者等が自主的に訓練計画を作成し、単独又は共同で実施するとともに、住民の積極的な参加を求めるものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種別

防災訓練の種類は、次のとおりとする。

- 1 水防訓練
- 2 消防訓練

- 3 避難救助訓練
- 4 災害通信連絡訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 応援・受援訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 訓練の実施

町及び町防災会議は、各関係機関と密接な連携の上訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は、次のとおりである。

区分	実施時期	実施場所	実施方法
水防訓練	水害発生多発時期前	水害危険地区	各種水防工法、水位雨量観測、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等の訓練を行う。
消防訓練	火災発生多発時期前	災害危険地区	消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、情報連絡等の訓練を行う。
避難救助訓練	適宜	指定避難場所ごとの区域	水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難場所の防疫等の訓練を行う。
災害通信連絡訓練	適宜	防災関係機関相互	災害時における気象予報の伝達及び災害情報の通信等を迅速かつ的確に実施するため、第5章第1節「災害情報通信計画及び情報伝達計画」に基づき訓練を行う。
非常招集訓練	適宜		災害時において、迅速に配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び動員要領についての訓練を行う。
総合訓練	適宜		避難所開設・運営訓練を含め各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を行う。 実施機関は、本部が主体となり関係機関が協力する。
応援・受援訓練	適宜		災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、第2章第6節「相互応援（受援）体制整備計画」に基づき訓練を行う。
防災図上訓練	適宜		災害が発生した場合を想定し、地図への書き込みを通し、参加者全員が主人公となり、積極的に災害の対応策を考えることができる防災訓練です。
その他災害訓練	適宜		その他災害に関する訓練を行う。

注：防災訓練はその都度実施要領を作成して行う。

第5節 食料等の調達・確保及び災害資機材の整備

災害時は、時間の経過とともに様々な応急資機材や物資の確保が必要となってくる。しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常な困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。そこで、町及び防災関係の各機関は、平素から必要な資機材や物資等の備蓄及び確保について十分な配慮をし、緊急時に迅速かつ適切に必要な措置がとれるよう努めなければならない。

第1 食料その他物資の確保

- 1 本町の備蓄品目及び数量は、被害想定に基づき災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化すると想定される3日間に必要な品目及び数量を基本目標とする。
- 2 町は、自らが食料等の備蓄を行うほか、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結することに加え、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、民間や近隣自治体の協力等を得て、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄及び調達体制を整備し、災害時における食料等の確保に努める。その際、アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄し避難者の健康に配慮する。
- 3 災害時要援護者に考慮した備蓄品目の選定及び充実を図るものとする。
- 4 防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 備蓄品整備計画

備蓄物資の被災者への提供を迅速かつ円滑に進めるため、一定数を防災拠点倉庫に集中管理するものとし、必要に応じて各避難所に備蓄倉庫を確保し分散して備蓄する。

なお、備蓄品については、備蓄品整備計画に基づき整備するものとし、計画は、毎年度見直すものとする。

第3 食料等調達計画

災害時にあたって、食料品等の備蓄品について不足を生じる場合は、町内における食料関係機関及び保有業者と協定を結び、さらには災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、民間や近隣自治体の協力等を得て、食料等の確保に努める。(協定先は、資料編に記載)

第6節 相互応援(受援)体制整備計画

大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特

に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、派遣職員が現地において自活できるような資機材や装備品を携行させるよう留意する。更に訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整える。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 町は、道や他の市町村等の応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有をするなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 消防機関は、総合機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。
- 3 防災関係機関は、あらかじめ、道、町、その他防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町及び防災関係機関は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町及び防災関係機関は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町及び防災関係機関は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- 5 町は、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と連携し、災害時は、保健福祉センターを災害ボランティアセンターの設置予定場所として対応を図るものとする。
また、災害ボランティアセンターの設置費用等については、社会福祉協議会と協議の上、決定するものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、住民の避難行動での混乱、同時多発的災害の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、行政の対応には自ずと限界があり、災害発生時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、避難行動要支援者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織の設置及び育成

基本法第5条において、自主防災組織の充実を図ることは、市町村の責務となっている。このため町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織、行政区等を基本とした組織が一般的であるが、郊外においては、指定避難所単位での組織も考えられる。

町は、自主防災組織の育成促進と活動促進のため、組織整備に要する経費を支給し、防災倉庫及び防災用資機材等を貸与するものとする。また、防災知識普及のための研修会等の講師等や防火訓練等の指導に係る消防職員等の派遣を行うほか、必要に応じ、防災活動に対する助成を行う。

第2 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

ア 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

イ 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を町へ通報するための訓練を実施する。

ウ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

エ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

オ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

カ 図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防砂上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を実施する。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかに対応することができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

(5) 自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を掌握するとともに災害時の支援体制づくりを行う。

(6) 地域住民の防災思想の普及及び研修会等を実施する。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町に報告するとともに、町等から提供する情報を伝達して地区住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる町等関係機関

イ 町等関係機関との連絡のための手段

ウ 町等関係機関の情報を地区住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の診察を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・避難行動要支援者などに対する高齢者等避難が出された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(6) 避難行動要支援者の援護活動

災害時には、避難行動要支援者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて指定福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

3 事業所等の防災組織

(1) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

(2) その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

(3) 地域の防災力向上のため、地域が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努める。

第8節 避難体制整備計画

災害の発生時には、行政、防災関係機関及び住民が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要になる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者、帰宅困難者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に、さらには要配慮者に配慮するものとする。

第1 避難場所の標識の設置

町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。また、標識を設置する際には、要配慮者に考慮して設置する。

第2 避難場所の確保等

1 町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを收容するための避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。そのため、避難場所として、指定緊急避難場所及び指定避難所（避難所、避難所（大雨に伴う避難指示時）、指定福祉避難所）の区分で確保する。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(1) 避難場所の確保

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害時に危険を一時的に回避する場所で、公園、公共施設の広場や学校のグラウンド等を設定し、町又は各町内会の自主防災組織で指定する。町で指定している一時避難場所は、「第3章5節避難対策計画」による。【收容面積：2.0㎡/人】

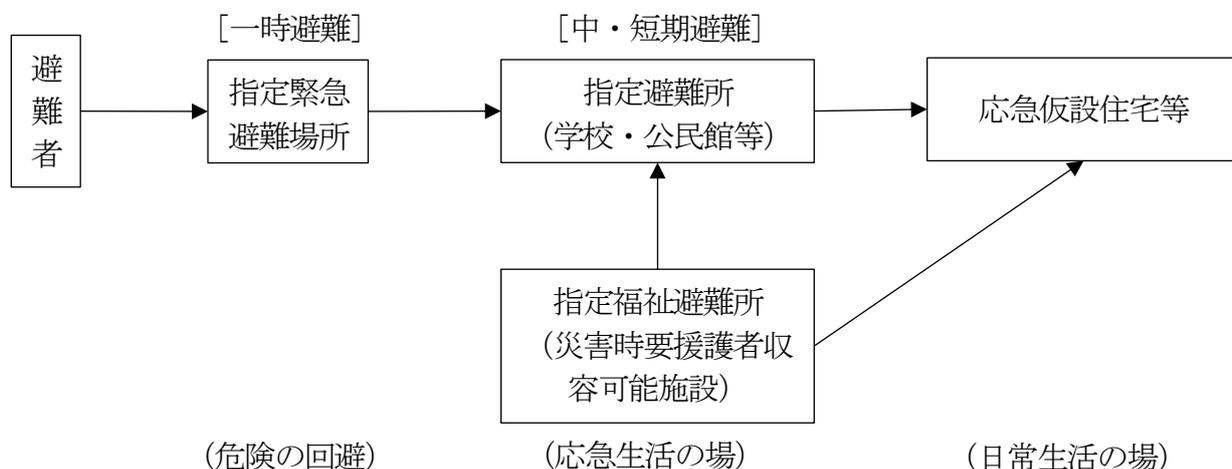
イ 避難所

避難所とは、被害を受けた者や被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館等に收容し、保護するところをいう。原則として耐震性の高い構造の公共構造物（学校、公民館等）を選定し、確保する。また、洪水時の避難所と、地震災害等で使用する避難所と別に選定し、確保する。（「第3章第5節避難対策計画」による。【收容面積：3.0㎡/人】

ウ 指定福祉避難所

災害時要援護者への保健福祉サービスの提供ができるよう避難場所を選定し、確保する。指定福祉避難所の選定にあたっては、公共施設や多目的トイレの設置やバリアフリー化されている施設を有する民間施設等と協定を結び選定する。【收容面積：3.0㎡/人】

<避難所体系>



(2) 避難所等の選定条件

- ア 救援及び救護活動を実施することが可能であること。
- イ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- ウ 水害時の避難施設にあっては、浸水等の被害の恐れがないこと。
- エ 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質であること。
- オ 耐震構造で倒壊及び損壊などのおそれがないこと。(耐震構造でない施設にあっては、震災時において建物の安全確認を行い、安全が確認された場合、避難所として使用できるものとする。)
- カ その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

(3) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等を予め定めておくこと。
- ウ 休日、夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

第3 避難場所、避難施設の住民周知

避難場所の指定を行うにあたり、町は住民に対し、避難に関する情報と被災想定等を視覚的に表したハザードマップを作成し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等の周知

町は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努める。

- (1) 避難場所の名称及び所在地(WEDハザードマップで表示)
- (2) 避難対象世帯の地区割
- (3) 避難場所への経路及び手段
- (4) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識
避難経路、並びに家族の集合場所及び連絡方法など
- (2) 避難時における知識
安全の確保、移動手段及び携行品など
- (3) 避難後の心得
集団生活及び避難先の登録など

第4 避難計画

町は、住民及び要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、避難指示及び一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに避難行動要支援者、その他の要配慮者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報等について、気象庁等の関係機関の協力を得つつ、地震に関する災害事象の特性並びに収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

1 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常

時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有、避難支援計画の策定等避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法（観光客に対する情報提供体制を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所の管理に関する事項
 - ア 住民の避難状況の把握
 - イ 避難中の秩序保持
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知及び伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報

2 防災上重要な施設等の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

3 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援及び災害者対策の基本となるが、発災直後の道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定されるため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、避難者の状況を把握するためのデジタル技術を活用した効率的かつ状況共有が容易なシステムの整備に努める。なお、システムを整備する際には個人情報の取扱い、停電時に備えた非常電源の確保には十分留意するものとする。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

近年の都市化、高齢化、国際化、核家族化等社会構造の変化に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。このため、町、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から避難行動要支援者を守るための防災対策の充実を図るため必要な事項について本計画に定めるものとする。

第1 安全対策

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握し、避難支援計画や避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉事業者、障がい団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、町では災害に対する避難行動要支援者への配慮について定めた「芽室町避難行動要支援者支援計画（平成27年7月策定）」（以下「支援計画」という。）に基づく支援体制を推進するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の作成

要支援者台帳の作成に当たっては、次の項目について定めるものとし、詳細については、避難支援プラン（個別計画）に記載する。

ア 要支援者名簿に記載する者の範囲

イ 要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担

ウ 要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

エ 要支援者名簿の更新に関する事項

(2) 平常時における要支援者台帳情報の提供

平常時における要支援者台帳情報の提供については、要支援者名簿に記載されている者のうち、避難行動要支援者の同意を得ている者の要支援者名簿とする。

(3) 要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

要支援者名簿情報の漏えい防止のため、必要な措置を要支援者名簿情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずる。

(4) 緊急連絡体制の整備

地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。また、要配慮者の対応能力に考慮した、あんしんキットの配布や高齢者等緊急通報システムを活用する。

(5) 避難体制の確立

避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者について、町内会長、行政区長、自主防災組織、民生委員児童委員、地域包括支援センター等の関係機関及び団体と連携し、避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を定めることとする。この際、冬季においては積雪寒冷地特有の積雪や凍結という地域の特性に留意する。

また、町は、避難所や指定福祉避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、避難施設の段差の解消及びスロープや多目的トイレの設置など利便

性の向上及び避難施設の安全性を配慮した整備を推進するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及、啓発等に努める。

(6) 防災教育及び訓練の充実等

ア 要配慮者及びその家族に対する指導並びに啓発

(ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

(イ) 災害発生時に近隣の協力が得られるよう、日頃から呼びかけに努める。

(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加するよう呼びかける。

イ 地域住民に対する指導及び啓発

(ア) 各地域の自主防災組織等は、地域内の避難行動要支援者への支援体制を平素から整備する。

(イ) 災害発生時には、避難行動要支援者の安全確保に協力する。

(ウ) 地域で実施する防災訓練等に、避難行動要支援者及びその家族が参加するよう働きかける。

(7) 要配慮者の支援体制の整備

要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう指定福祉避難所を確保するため、災害時における指定福祉避難所の使用に関する協定の締結など要配慮者の避難支援体制の整備に取り組むこと。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者や入居者が寝たきり老人や障がい者等いわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、社会福祉施設等の管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防又は災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また、社会福祉施設等の管理者は、平常時から町と連携の下に、施設相互間並びに他の施設・近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。また、社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

3 病院入院患者等の対策

(1) 公立芽室病院が実施する対策

救急告示病院として、医師、看護師、救急優先的病床の確保に努め救急医療体制を維持するものとする。

(2) 医療機関が実施する対策

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、防災対策を作成するものとする。また、施設及び設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制、避難指導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機（器）材等の備蓄等防災体制の強化を図るものとする。

4 要配慮者利用施設に係る対策

(1) 要配慮者利用施設の指定

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第8条の規定に基づき、町防災計画に要配慮者利用施設（土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設をいう。）の名称及び所在地を定める。

各施設の名称及び所在地は次のとおりである。

要配慮者利用施設一覧

名称	所在地	種別	情報伝達手段	想定災害
北明やまざと幼稚園	北明西7線18-1	幼稚園	電話	土砂災害

(2) 要配慮者利用施設への指導・指示

町は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画（土砂災害防止法第8条の2に規定する計画をいう。）の策定、避難訓練（及び土砂災害防止法第8条の2に規定する訓練をいう。）の実施等防災体制の整備について指導・指示する。

(3) 要配慮者利用施設の義務

土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定及び避難訓練を行わなければならない。

5 外国人に対する対策

言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

第2 援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の発見

町は、災害発生後、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 避難所若しくは指定福祉避難所への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所
- (3) 応急仮設住宅への優先的入居
町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。
- (4) 在宅者への支援
町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。
- (5) 応援依頼
町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道及び隣接市町村等への応援を要請する。

図表 要配慮者に配慮すべき対策

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難収容等】		
1 要配慮者の状況把握 ・安否確認・保健福祉サービスの有無	町	全要配慮者
2 災害情報及び避難指示の周知 ・避難行動要支援者の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全避難行動 要支援者
3 避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦等を車両で移送	町、関係機関	全避難行動 要支援者
4 避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの配置、障がい者トイレの設置等 ・暖房機器用の増設、医薬品、介護機器等の手配車椅子の確保、障がい者用携帯便器の整備等 ・要配慮者に対する相談体制の整備	町、道、関係機関	全要配慮者
5 情報提供体制の確保 ・テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、道、関係機関	高齢者、障がい者、外国人
6 医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ	町、道、関係機関 医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童
7 応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優	町、道	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童

配慮すべき項目	実施機関	対象者
先的入居		
【生活必需品等】 1 要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品）等の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童
【保健衛生、感染症予防等】 1 心身両面の健康管理 ・メンタルケア・巡回健康相談等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童
2 保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童
【ライフライン等】 1 医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・労働力の確保等	町、道、関係機関 医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等
【広域相互応援等】 1 応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交代方法等の調整 人員 医師、看護師、保健師、助産師、介護員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者、外国語通訳等 車両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車 資機（器）材医療機器 ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・支援物資等の集積方法等の調整 2 受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	町、道、関係機関 医療機関、社会福祉施設等	全避難行動 要支援者

第10節 火災予防計画

この計画は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火気の取扱いについて指導啓発するとともに、耐震自動消火装置付石油ストーブ等を使用するよう啓発に努める。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町は地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭、地域の自主防災組織等に対し、予防思想の啓発に努め、消火器及び住宅用火災警報器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 ホテル、大型スーパー、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

芽室消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導に努める。

第4 消防計画の整備強化策

芽室消防署は、防災活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の消防訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災の予防措置

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物による災害の予防を推進するため、町及び関係機関は事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安対策の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導

- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第2 危険物保安対策（消防機関）

- 1 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要あるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行うものとする。
- 2 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業内における協力体制の確立について指導するものとする。
- 3 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

第3 火薬類保安対策

事業所に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物等事業所間の協力体制確立を指導するものとする。

第4 高圧ガス保安対策（消防機関）

事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

第1 防火地域及び準防火地域の指定促進

市街地の火災の延焼を防止するため、土地利用の動向を勘案し、準防火地域を定め、地域内の建築物をその規模に応じて防火構造及び準耐火構造等とし、不燃化対策を講じる。

(1) 防火地域

本町では指定なし。

(2) 準防火地域

地区名	町名	用途地域
芽室地区	西1条1丁目一部～東4条1丁目一部 西1条2丁目一部～東2条2丁目一部 東3条2丁目一部・東4条2丁目一部 本通3丁目～東1条3丁目 本通4丁目	商業地域、近隣商業地域

第2 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物が主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図るものとする。

第3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会を開催し、技術者を育成するとともに、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、問い合わせに応じられる体制を整備し、指導助言等を行う。

第4 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震による家屋、ブロック塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新たに施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を行う。

第5 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下の恐れがあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

第6 被災建築物の安全対策

- 1 町は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士に登録された判定士を台帳に登録する。
- 2 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- 3 町は、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第13節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 土砂災害警戒区域等の周知

町は、防災関係機関等と連携して、土砂災害警戒区域等の実態把握に努め、地域住民に周知する。また、地域住民は土砂災害警戒区域等及び警戒避難に関する知識を深める。なお、土砂災害警戒区域等は、資料編に記載する。

第2 土砂災害警戒区域等の警戒態勢

町は、異常降雨及び降雪により土砂災害が予想される場合、地域住民及び関係機関と協力して、危険箇所の監視及び巡廻等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等の避難対策は、「第3章第5節 避難対策計画」の定めによる。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、本計画に定める。

第1 液状化対策の推進

液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたっては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

第2 液状化対策の調査及び研究

大学や各種研究機関と連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査及び研究を行う。

第3 液状化対策

- 1 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策の普及に努める。
- 2 町及び関係機関は、発生した液状化に対してそれぞれ所管の施設の被害を防止、軽減する構造的対策を講ずる。
- 3 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する。

第4 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査及び研究に基づき、住民、施工業者等に対して知識の普及及び啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、町及び防災関連機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努めなければならない。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪の整備、雪に強いまちづくり等、総合的かつ長期的な雪対策の推進により確立される。このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要領」に基づき、相互に連携して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関が行う緊急輸送等の災害応急対策が円滑に実施されなければならないので、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路（株）及び町の道路管理者は、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた道路交通確保対策を推進する。

(1) 除排雪体制の強化

ア 道路管理者は、国道、道道、高速自動車道路及び町道の整合のとれた除排雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除排雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除排雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除排雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

道及び町は、住宅の耐震性を確保し、屋根荷重の増大による家屋崩壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

2 積雪期における避難場所及び避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難場所及び避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具及び燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備並びに備蓄に努めるとともに、避難所開設の際には、開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の設置に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難になることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者及び避難者の生活確保のため長期対策を考慮する。

第5 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合は、リフト、ロッジ等の損壊などで多数のスキー客の被災が懸念されるため、町は、スキー場管理者に災害時の救出・避難誘導計画等をあらかじめ定めておくよう要請する。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

1 町の災害対策組織

(1) 緊急幹部会議

ア 組織

組織は、町長、副町長、教育長及び防災担当課長とする。

イ 運営

町長は、地震災害による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは緊急幹部会議を招集し、情報等の共有及び収集により初動体制に万全を期するものとする。

(2) 災害対策連絡本部

ア 設置

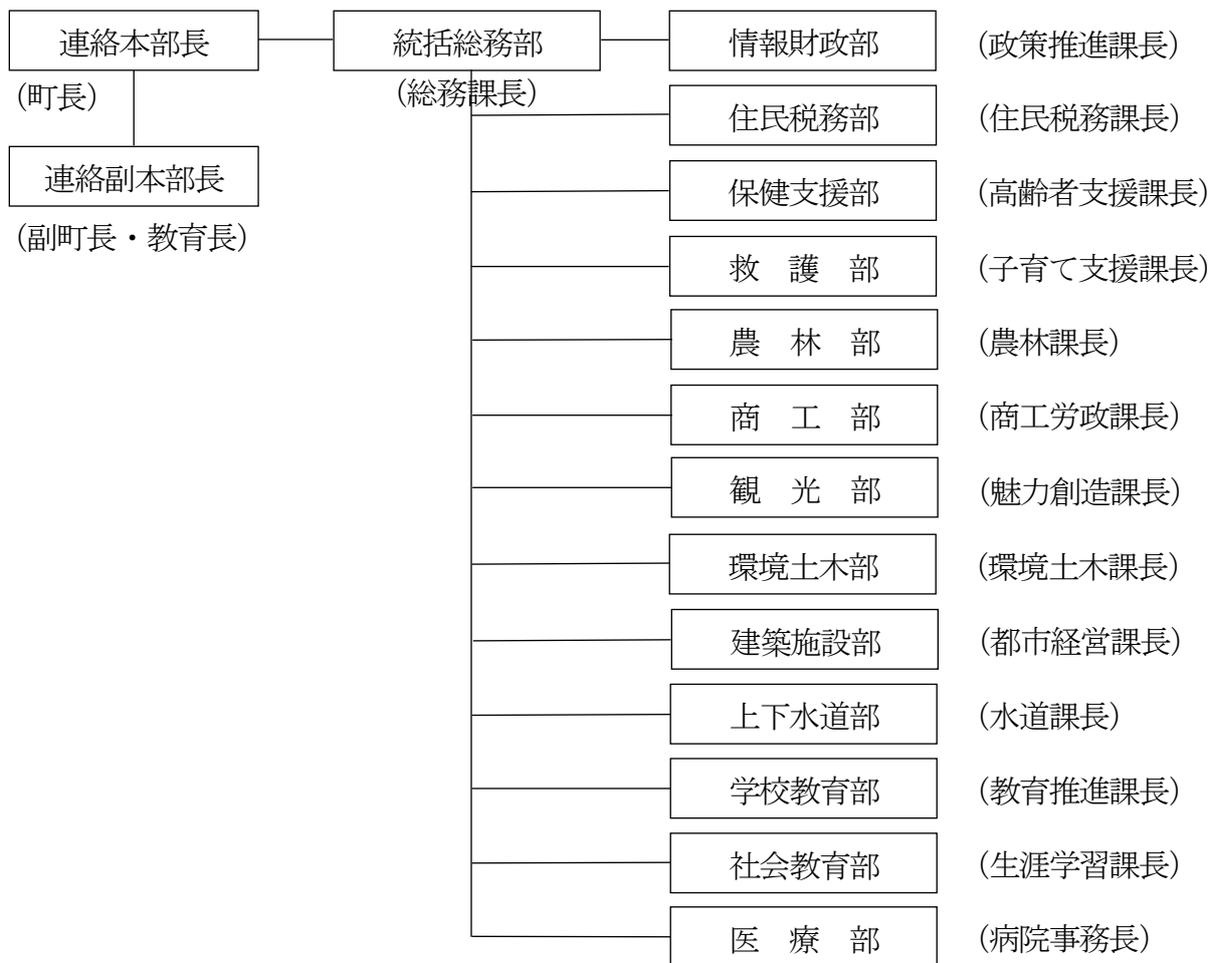
町長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡本部（以下「連絡本部」）を設置し、災害応急対策を実施する。

連絡本部設置基準	
1	町内に震度5弱及び5強の地震が発生したとき。
2	町内に地震による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

イ 組織等

(ア) 組織

連絡本部の組織は、次のとおりとする。



(イ) 所掌等

連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策本部の各班の所掌事務に準ずる。

連絡本部の庶務は、総務課において処理する。

ウ 廃止

町は、災害の発生するおそれなくなったとき、もしくは災害応急対策がおおむね完了したときは、連絡本部を廃止する。

また、町は基本法第23条の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、連絡本部を廃止する。

(3) 災害対策本部

ア 設置

町長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

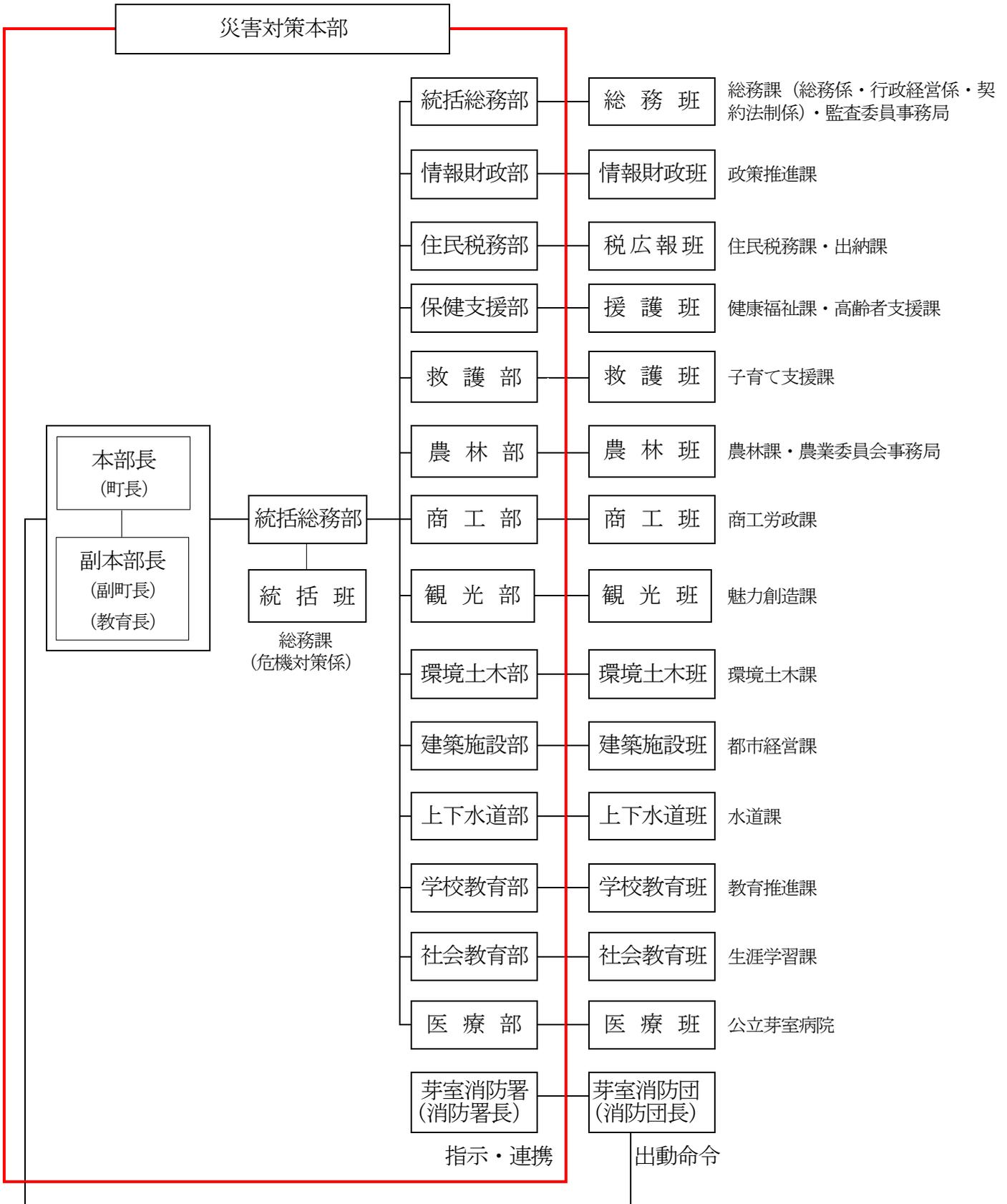
災害対策本部設置基準	
1	町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
2	町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

イ 組織等

(ア) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

芽室町災害対策本部体制図



(イ) 運営

災害対策本部の運営は、芽室町災害対策本部条例（昭和38年条例第5号）に定めるところによる。

(ロ) 所掌

災害対策本部の所掌事務の主なものは別表第1のとおりである。

ウ 設置場所

(ア) 災害対策本部は、本庁舎内に設置する。

(イ) 災害対策本部を設置したときは、一般住民に周知するとともに、本部標識を対策本部の玄関前に掲示する。なお、廃止した場合は、上記に準ずるものとする。

(ロ) 名称及び設置場所

名 称 芽室町災害対策本部

設置場所 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場

エ 現地対策本部の設置

(ア) 本部長は、早急な諸対策を行うために必要と認めるときは、災害発生地域に現地本部を設置することができる。

(イ) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれにあてる。

(ロ) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示及び情報交換により、適切な措置を講ずる。

オ 廃止

町長は、災害の発生するおそれなくなったとき、もしくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

カ 通知

町長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員に通知するとともに、速やかに次に掲げる者に通知する。

(ア) 防災会議構成機関の長

(イ) 道知事

キ 本部員会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制の切り替え廃止に関する事。

(イ) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関する事。

(ロ) 関係機関に対する要請及び指示に関する事。

(ハ) 他市町村に対する応援に関する事。

(ニ) その他災害対策に関する重要事項。

ク 本部員会議の開催

(ア) 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長、統括総務部副部長及び統括班長で構成し、本部長が召集するものとする。

(イ) 本部員はそれぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ロ) 本部員は必要により職員を伴って会議に出席することができる。

(ハ) 本部員が会議の召集を必要と認めるときは統括総務部長にその旨申し出るものとする。

ケ 会議事項の周知

会議決定事項のうち職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

コ 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちに関係者、機関等に周知する。なお、職員及び関係機関への情報伝達方法については、第3章第3節「災害情報等の収集及び伝達計画」に定める。

- (ア) 全職員（庁内放送、電話、庁内LAN）
- (イ) 防災関係機関（別表第2）、十勝総合振興局及び報道機関（北海道総合行政情報ネットワーク、電話、無線電話及び伝令）
- (ウ) 地区別情報等連絡責任者（電話）
- (エ) 一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車、電話及びホームページ、SNS、災害告知用戸別端末、登録制メール）

第2 町職員の動員配備

対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため非常配備体制をとるものとする。ただし、対策本部が設置されない場合にあっても、災害の規模、特性に応じ非常配備の体制をとることがあるものとする。

1 配備計画

各課長等は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などを予め配備計画として定めるものとする。

2 配備基準等

配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

配備体制

区分	体制	配備基準	配備内容及び職員
連絡本部設置前	第1非常配備	1 町内に震度4の地震が発生したとき。 2 町長が指示したとき。	状況把握、情報連絡、局所災害対応のため各課少数の人数をもって当たるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 総務課、政策推進課、魅力創造課、都市経営課、住民税務課、健康福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、教育推進課、生涯学習課等関係する課の職員2名以上
連絡本部設置後	第2非常配備	1 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 町内に局地的な地震災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき。 3 連絡本部長が指示したとき。	関係各班の所要の人員をもって当たるもので、直ちに非常活動が開始できる体制とする。 係長職以上

災害対策本部設置後	第3非常配備	1 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 町内に大規模な地震災害が発生し、広域的な災害応急対策が必要と認められるとき。 3 本部長が指示したとき。	本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 全職員
-----------	--------	---	---

3 職員の配備体制

(1) 連絡本部設置前

ア 第1非常配備要員は、配備基準に該当する地震が発生したときは、直ちに配備体制につく。

イ 第1非常配備に関わる指揮監督は、関係課長が行い、総括は総務課長が行う。

(2) 連絡本部設置後

ア 連絡本部長は、連絡本部の設置を決定したときは、直ちに第2非常配備体制をとるよう各班長に通知する。

イ 各班長は、連絡本部の設置が決定されたときは、あらかじめ定める配備計画に基づく第2非常配備体制をとる。

(3) 災害対策本部設置後

ア 災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに第3非常配備体制をとるよう各部長に通知する。

イ 各部長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づく第3非常配備体制をとる。

4 配備人員

配備人員は、各部長が配備体制ごとに配備計画を定める。

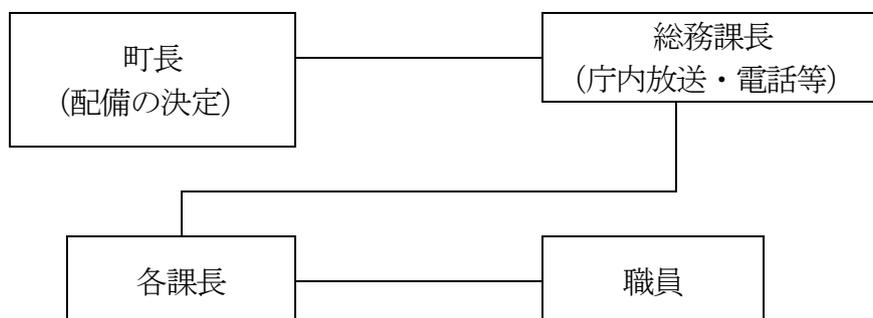
5 動員計画

(1) 動員の伝達系統及び伝達方法

本部職員等に対する伝達

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、町長の決定に基づき総務課長が各課長に対し庁内放送、電話等で伝達する。



イ 休日、祝祭日等又は退庁後の伝達

日直者及び夜警員は次の情報を収受したときは、総務課長に連絡して指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

- ・災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

6 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と相談のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、放送機関に依頼してテレビ、ラジオ等により周知するものとし、職員がこの旨を知った場合は直ちに登庁するものとする。

7 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により部長が指名する現場連絡員をおく。現場連絡員は、所属班長及び本部員に報告し指示を受け、現場での指揮監督を行うものとする。

8 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各班が配備体制を確立したときは、各班長は直ちに本部長に報告するものとする。

9 消防機関に対する連絡

本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次により行うものとする。

10 各班別動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は必要に応じて各班の所属する班員を他の班に応援させるものとする。

災害の状況により応援を必要とする班にあつては、班長が統括班長を通じて本部長に申し出、必要な応援を受けるものとする。

別表第1 本部業務分担

部	班	所掌事務の内容
統括総務部	統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議及び本部会議に関する事。 2 本部員の非常招集に関する事。 3 各部の総合連絡調整に関する事。 4 災害状況の取りまとめに関する事。 5 国、道等に対する要請及び報告に関する事。 6 救助法に基づく救助の実施に関する事。 7 気象予警報、雨量・河川水位等の情報収集及び伝達に関する事。 8 住民に関する警報及び避難命令等の周知並びに広報に関する事。(メール等)
	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定地方行政機関の職員の派遣に関する事。 2 他市町村に対する応援要請に関する事。 3 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 4 労務供給対策に関する事。 5 本部員の衣服、食料及び寝具の調達に関する事。 6 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 7 行方不明者の捜索に関する事。 8 災害日誌、及び災害記録の作成並びに災害情報の収集・整理・発信等に関する事。 9 情報システムの対応に関する事。 10 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関する事。 11 応援物資の輸送に関する事。 12 災害応援物資の手配、受入れに関する事。 13 その他各部に属さない事。
情報財政部	情報財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部が行う発表、依頼等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。 2 災害報道記事、災害情報写真等の収集に関する事。 3 災害記録写真の撮影に関する事。 4 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画(財政措置)に関する事。 5 災害対策の予算措置に関する事。 6 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関する事。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
住民税務部	税広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に関する警報及び避難命令等の周知並びに広報に関する事。(広報車等) 2 義援金の受付、配付に関する事。 3 被災者の税の減免についての資料収集に関する事。 4 被災世帯、被災住家の被災状況に関する事。 5 罹災証明書の発行に関する事。 6 その他特命事項に関する事。

部	班	所掌事務の内容
保健支援部	援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 独居高齢者及び障がい者の被害調査に関する事。 2 避難行動要支援者に関する事。 3 被災者、要配慮者の生活援護、各種福祉資金に関する事。 4 福祉関係機関との連絡調整に関する事。 5 災害時のボランティアの受入れに関する事。 6 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 7 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事。 8 被災地及び避難所の保健指導、栄養指導に関する事。 9 その他特命事項に関する事。
救護部	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営及び管理に関する事。 2 避難者に対する炊き出し及び食料等の供給に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
農林部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災農家に対する援護対策に関する事。 3 家畜の飼育管理及び飼料の確保に関する事。 4 林業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 5 農業関係の資金融資に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
商工部	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工企業の調査及び復旧対策に関する事。 2 被災商工企業の金融に関する事。 3 災害時の物価抑制に関する事。 4 災害時における燃料の需要等の調整に関する事。 5 臨時電話の架設に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
観光部	観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光事業関係の被害調査及び復旧に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
環境土木部	環境土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川の被災調査及び応急措置に関する事。 2 災害時の交通不能箇所調査及び応急措置に関する事。 3 災害時における土木、建築資材の確保及び需給計画に関する事。 4 水防に関する事。 5 災害復旧土木事業に関する事。 6 公共施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 7 応急作業用車両等の確保に関する事。 8 被災地の環境衛生保持に関する事。 9 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関する事。 10 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事。 11 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事。 12 防疫業務の支援に関する事。 13 遺体の収容安置及び埋葬に関する事。 14 その他特命事項に関する事。

部	班	所掌事務の内容
建築施設部	建築施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 災害に係わる住宅の応急処置に関する事。 3 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事。 4 町有財産の被害確認及び応急措置に関する事。 5 町有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。 6 避難所の開設に関する事。 7 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
上下水道部	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急処置に関する事。 2 災害時給水の応急措置に関する事。 3 災害時の給水計画及び実施に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
学校教育部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 児童生徒の避難及び救護に関する事。 3 各小中学校との連絡調整に関する事。 4 災害時の応急教育に関する事。 5 災害時の学校給食に関する事。 6 学用品の給与に関する事。 7 その他特命事項に関する事。
社会教育部	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 文化財の被害調査及びその保全対策に関する事。 3 社会教育関係団体の応援協力に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
医療部	医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死傷者の収容に関する事。 2 負傷者の応急措置及び看護に関する事。 3 応急救護対策に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

※「避難者の誘導」については、災害の種類、程度及び発生場所等を勘案し、統括総務部長が指定する部又は班が担う。

また、様々な感染症対策を考慮し、事前に避難所を設置する必要がある場合も統括総務部長が指定する部又は班をもって、救護部を支援する。

第2節 地震情報通信計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、本計画に定める。

第1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

※注 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

第2 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	地震情報の内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合と地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地のデータをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

第3 芽室町内における震度観測点

地域名称	震度観測点名称	観測点所在地	所属
十勝中部	十勝芽室町東2条	芽室町東2条2丁目14番地(役場)	北海道庁

第4 異常現象を発見した場合の通報

災害の発生又は異常現象発見時の情報に関する措置については、「第3節 災害情報通信計画」によるものとする。

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのかわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。多くの墓石がある。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁梁、柱などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が崩壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわなない。動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

* ライフラインの □ 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

注 計測震度とは、その地点における揺れの強さの程度を数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

第3節 災害情報等の収集及び伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりである。

第1 災害情報等の収集

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報を収集し、相互に交換する。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

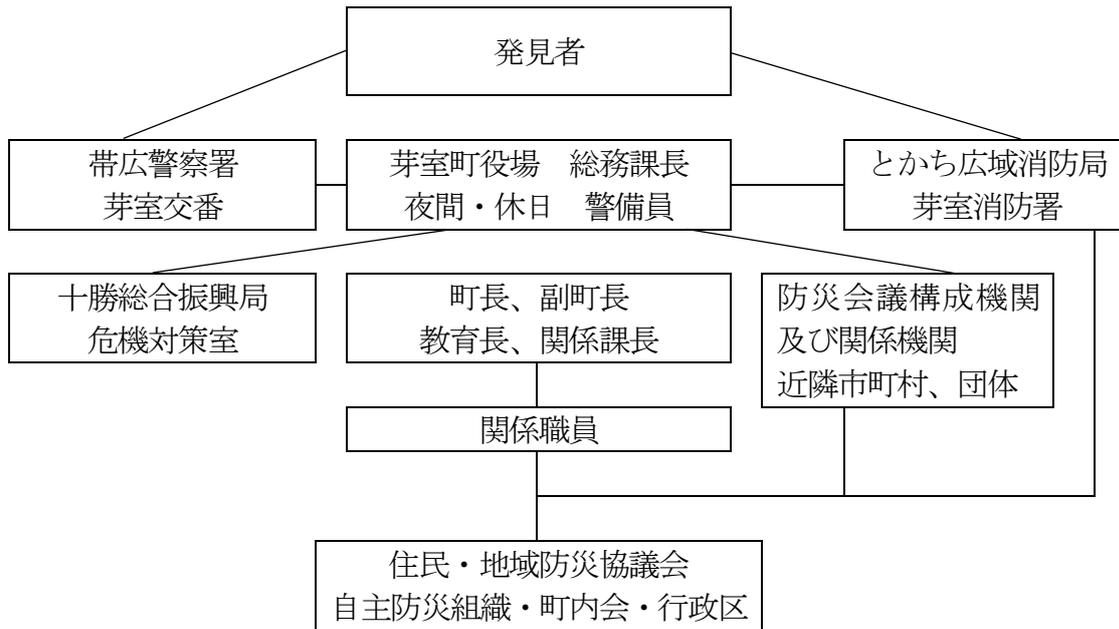
- 1 町災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ連絡する。
- 2 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- 3 町及び防災関係機関は、発生後の情報等について、次により道に通報する。
 - (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発生後速やかに
 - (2) 災害対策本部の設置の有無・・・災害対策本部を設置した時直ちに
 - (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
 - (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。
- 4 町は、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、災害の全般的な状況について、道に逐次報告する。

町が道へ報告すべき基準は、次のとおりである。

 - (1) 町において災害対策本部を設置した災害
 - (2) 災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等から特に必要があると認められる程度の災害
 - (3) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害
- 5 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した時は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

1 災害発生連絡系統図



第4 通信手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 3 各関係機関の所有する移動無線、携帯無線による通報

第5 十勝総合振興局長への報告

町長は、「災害情報等報告取扱要領」の定めるところにより、十勝総合振興局長へ災害情報及び被害状況について報告するものとする。

- 1 被害状況の調査
被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査、収集は各部がそれぞれ実施し、統括総務部がとりまとめる。
- 2 災害情報等の報告
町長は収集した災害情報及び被害状況を随時十勝総合振興局長に報告するとともに、必要と認めるときは関係機関に対し連絡するものとする。

第6 災害時の通信方法

災害時における必要な情報の収集、伝達等を迅速確実に行うための通信方法等は、次のとおりとする。

- 1 NTT回線の利用
 - (1) 災害時優先電話の利用
NTTの一般電話回線の輻輳に伴い発信規制がなされた場合においても、防災機関・公共機関としての使命を確保するため発信規制されず、優先的に発信が確保される災害時優先電話の指定は、資料編に掲載の災害時優先電話一覧のとおりである。
 - (2) 非常災害時において、緊急を要する内容の電報又は市外通話は、NTT回線が不通とならない限り、非常通話として他のいかなる通信に優先して接続、伝送される制度を利用する。

通信の種類	取 扱 方 法	申込先
非常通話 緊急通話	NTT東日本の申込み先に、「非常」又は「緊急」の旨を告げて通話を請求し、関係機関に通報する。	102
非常電報	「非常電報」である旨をNTT東日本の申込み先に告げ、発信取扱者の職、氏名を告げる。	115

2 副通信系の利用

優先電話（NTT回線網）の途絶時における連絡については、次の無線通信施設の管理者に協力を求め、通信を行う。

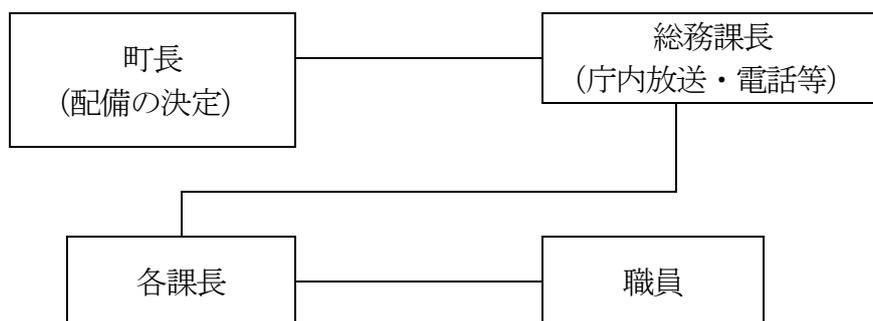
局種	設置場所の名称	伝達先等
北海道総合行政情報ネットワーク	芽室町役場	北海道（振興局等）、市町村
芽室町防災行政無線	芽室町役場	町内一円（基地局、移動局）
警察無線電話	芽室交番	帯広警察署
消防業務無線	芽室消防署	とちあち広域消防局

第7 動員の伝達系統及び伝達方法

1 本部職員等に対する伝達

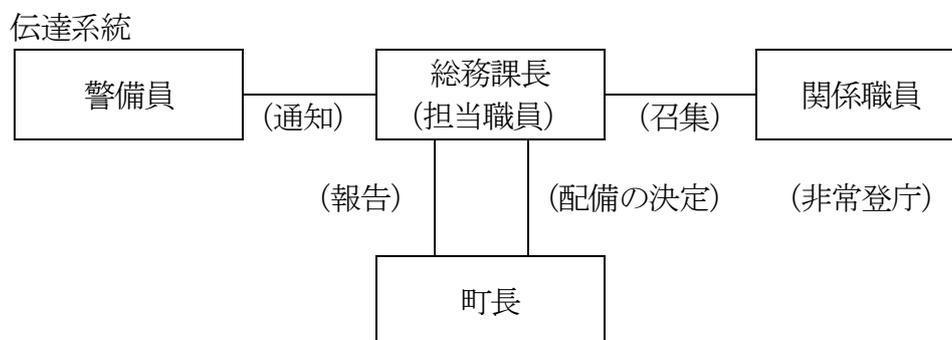
(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、町長の決定に基づき総務課長が各課長に対し庁内放送、電話等で伝達する。



(2) 休日、祝祭日等又は退庁後の伝達

警備員は、次の情報を収受したときは総務課長に連絡し、総務課長は必要に応じて町長、関係課長等に連絡するものとする。



ア 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。

ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

2 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と相談のうえ、若しくは自らの判断により登庁するものとする。

3 現場連絡員

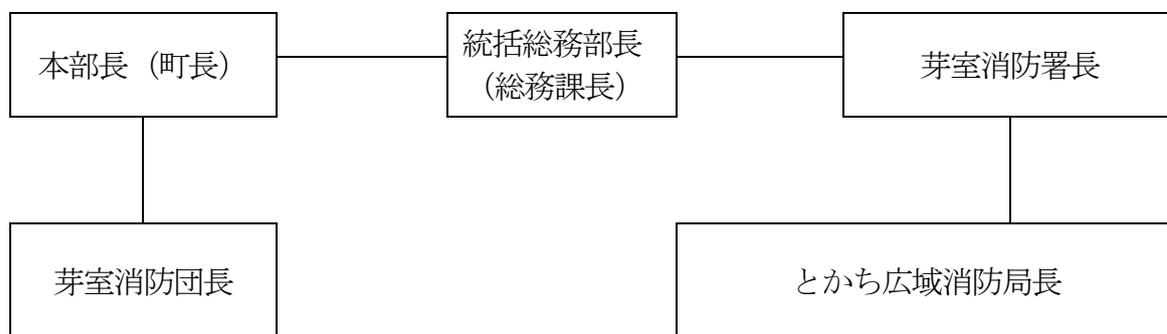
現場の活動を円滑に行うため、必要により課長が指名する現場連絡員をおく。現場連絡員は、課長の指示を受け、現場での指揮監督を行うものとする。

4 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各班が配備体制を確立したときは、各班長は直ちに本部長に報告するものとする。

5 消防機関に対する連絡

本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次により行うものとする。



第8 各班別動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、町長は必要に応じて各課等の所属する職員を他の課等に応援させるものとする。

災害の状況により応援を必要とする課等にあつては、課長等が総務課長を通じて町長に申し出、必要な応援を受けるものとする。

災害情報等報告取扱要領

芽室町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれのある場合、又は広域的な災害で芽室町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に必要と認められるもの。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに電話等により報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ電話等により報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により電話等により報告すること。なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（通報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

5 被害状況報告に当たっての留意事項

被害状況報告に当たっては、役場内の関係各課及び関係機関と被害内容について十分調整を図ること。

[別表 1]

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月	日	時現在	発受信日時
月	日	時	分	月
日	時	分		日
時				時
分				分
発信機関 <small>(振興局・市町村名等)</small>				受信機関 <small>(振興局・市町村名等)</small>
発信者 <small>(職・氏名)</small>				受信者 <small>(職・氏名)</small>
発生場所				
発生日時	月	日	時	分
				災害の原因
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 <small>(飲料水)</small>			
	電気			
	その他			
(1)災害対策本部等の設置状況	(名称)			
	(設置日時)	月	日	時
				分設置
(2)災害救助法の適用状況	(名称)			
	(設置日時)	月	日	時
				分設置
(2)災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在		
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名		
	職・氏名					職・氏名		
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分
項目		件数等	被害金額(円)		項目		件数等	被害金額(円)
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所	
	うち災害関連死者	人				海岸	箇所	
	行方不明	人				砂防設備	箇所	
	重傷	人				地すべり	箇所	
	軽傷	人				急傾斜地	箇所	
計	人		道路	箇所				
② 住家被害	全壊	棟		橋梁		箇所		
		世帯						
	半壊	棟		小計		箇所		
		世帯		市町村工事		河川	箇所	
	一部破損	棟		道路	箇所			
		世帯		橋梁	箇所			
	床上浸水	棟		小計	箇所			
		世帯		港湾	箇所			
	床下浸水	棟		漁港	箇所			
		世帯		下水道	箇所			
計	棟		公園	箇所				
	世帯		崖くずれ	箇所				
	人		計	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		その他	棟		破損	隻		
	半壊	公共建物	棟		計	隻		
		その他	棟		漁港施設	箇所		
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所		
		その他	棟		その他施設	箇所		
	漁具(網)	件	水産製品		件			
	その他	件	その他		件			
	計		計					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等		ha	⑦ 林業被害	林地	箇所
			浸冠水	ha	治山施設		箇所	
		畑	流失・埋没等	ha	林道		箇所	
			浸冠水	ha	林産物		箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所			
		畑	ha	小計	箇所			
	農業用施設	箇所		一般民有林	林地		箇所	
	共同利用施設	箇所		治山施設	箇所			
	営農施設	箇所		林道	箇所			
	畜産被害	箇所		林産物	箇所			
その他	箇所		その他	箇所				
計			小計	箇所				
			計	箇所				

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会 福祉施設 等被害	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所
火 葬 場	箇所		鉄道施設	箇所			
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻		—	
⑨ 簡工被害	商 業	件		空 港		箇所	
	工 業	件		水 道		戸	—
	そ の 他	件		電 話	回線	—	
	計	件		電 気	戸	—	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—	
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—	
	高 校	箇所		都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所		計		—	
	計	箇所		被 害 総 額			
公共施設被害市町村数			団体	火災 発生	建 物	件	
り災世帯数			世帯		危 険 物	件	
り災災者数			人		そ の 他	件	
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			人
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							

別紙

人的被害の内容について

年 月 日 時 分現在

被害項目	人的被害					内 訳							
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	区分	住 所	職業	氏 名	年 令	負 傷 部 位	負 傷 程 度	被 害 概 況
芽 室 町													

別表 4

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。	

被害区分	判 断 基 準	
	<p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>	
④ 農業被害	農 地	<p>農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が 地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている 状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額 を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	そ の 他	<p>上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土木被害	河 川	<p>河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること</p>
	海 岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂 防 設 備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地 す べ り 防 止 施 設	<p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道 路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋 梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
港 湾	<p>港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>	

被害区分	判断基準	
漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。	
被 害	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製水・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑧ 衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判 断 基 準
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩	公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫	社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第4節 災害広報・情報提供計画

災害時における地域住民等に対する災害情報の提供及び広報活動に関する計画は次に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長（情報財政部情報財政班）
- 2 帯広警察署
- 3 その他関係防災機関

第2 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、第3節「災害情報等の収集及び伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- 1 情報財政班派遣による災害現場の取材
- 2 報道機関、その他関係機関及び各班取材による写真の収集
- 3 災害の状況に応じて職員の派遣による資料の収集
- 4 北海道の河川情報及び川の防災情報等の情報収集
- 5 災害現地における住民懇談会等によって、住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し災害対策に反映させるものとする。

第3 災害広報及び情報等の提供の方法（発表責任者 情報財政班長）

町、道及び防災関係機関等は、災害時において、住民に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報の方法及び内容

(1) 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を見ながら次の方法によるものとする。

- ア 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、戸別端末、緊急速報メール、各種公式SNS、登録制メール（めむろ安心メール）、防災行政無線、郵便局等の利用
- イ 街頭放送の利用
- ウ 広報紙、チラシ類の利用
- エ 広報車の利用
- オ 一般加入電話
- カ 防災情報システムのメールサービスや公共情報コモンズの利用

(2) 広報事項は次のとおりとする。

- ア 避難場所等について（避難所の位置、経路）
- イ 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
- ウ 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- エ 電気、水道施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）
- オ 医療救護所の開設状況

- カ 給食、給水実施状況（給水日時、場所、種類、量、対象者等）
- キ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ク その他必要な事項（要配慮者等が必要とする情報を含む）
- 2 報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害状況、災害状況は、その都度報道機関に対して次の事項を発表する。

 - ア 災害の種別（名称）及び発生日月日
 - イ 災害発生場所又は被害激甚地域
 - ウ 被害状況
 - エ 災害救助法適用の有無
 - オ 応急、復旧対策の状況
 - カ 本部の設置又は解散
 - キ その他判明した被災地の情報
- 3 道、関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、公共的団体、重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

第4 被災者相談所の開設

災害の規模に応じ、適宜関係機関と協議、連携して被災住民の安定を図るため相談所を開設して援助協力するものとする。

第5 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別・照会遺留を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 町は、安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年法律第65号）第2条第7項に規定する個人番号カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 町は、安否情報の照会を受けたときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる事情
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否確認を必要とすることが相当であると認められる者	・被災について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなど一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居場所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。
- 2 安否情報を回答するに当たっての対応
- 町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。
- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5節 避難対策計画

災害において住民の生命及び身体の安全、並びに保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定めるところによる。

その際、避難行動要支援者についても十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の指示を行うものとする。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難指示及び緊急安全確保のほか避難行動要支援者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。

1 町長（基本法第60条）

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。
- ア 避難のための立退きの指示
- イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ウ 屋内での退避等の安全確保措置の指示
- (2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする）。

- 2 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）
 - (1) 警察官は、1 (2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。
その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。
 - (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。
- 3 知事又はその命を受けた道職員（基本法第60条・第72条、地すべり等防止法第25条）
 - (1) 知事（十勝総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。
また、知事（十勝総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。
 - (2) 知事（十勝総合振興局長）は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。
- 4 災害派遣を命ぜられた自衛官（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

 - (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
 - (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
 - (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
 - (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
 - (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 5 消防職員、消防団員（消防法第28条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、その区域から退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止もしくは制限することができる。

第2 避難措置における連絡及び協力等

- (1) 町、道（十勝総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。
- (2) 町は、避難のための立退きの指示、又は屋内での退避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。
また、町は、避難指示等を行う際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備す

るよう努める。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象・防災等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- (3) 北海道警察は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の区分及び発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	高齢者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合
避難指示	災害において、諸般の状況から人的被害発生の可能性が高まった状況であると町長が判断した場合（住民は、計画された避難場所への避難行動により、当該災害による人的被害発生を防ぐ。）又は災害により、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況であると町長が判断した場合（住民が直ちに避難行動をとらなければ、当該災害により生命が危険にさらされる状況）
緊急安全確保	災害が実際に発生したことを把握した場合（住民に対し命を守る最善の行動を求める）

第4 道（十勝総合振興局）に対する報告

1 避難所開設等の報告

- (1) 避難指示等を町長等が発令したとき（町長以外の者が発令したときは町長経由）は、次の事項を記録して十勝総合振興局に報告する。

- ア 発令者
- イ 発令理由
- ウ 発令日時
- エ 非難の対象区域
- オ 避難先

- (2) 避難所を開設したときは、十勝総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

- ア 開設場所及び日時
- イ 開設箇所数及び収容人員（避難場所の名称及び当該収容人員）
- ウ 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況
- エ その他必要な事項

- (3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を十勝総合振興局長へ報告する。

2 関係機関に対する連絡

避難の指示等を決定した時は、次の機関に連絡し協力を要請する。

- (1) 北海道（十勝総合振興局）
- (2) 警察署、消防機関、十勝総合振興局保健環境部（保健行政室）
- (3) 避難所として利用する施設の管理者
- (4) その他必要な機関、団体等

第5 避難指示等の伝達方法

1 指示等の事項

- (1) 指示等をした者
- (2) 避難の理由
- (3) 避難対象区域
- (4) 避難先とその場所
- (5) 避難経路（通行不能、危険箇所等の周知）
- (6) 注意事項

ア 携行品は必要最小限（食料、水筒、救急薬品、懐中電灯、ラジオ、タオル、ちり紙、着替え等）とし、徒歩で避難する。

イ 軽快な服装とし、帽子、雨具、防寒具、軍手等を携行する。

ウ 火の始末（ガス・灯油の元栓を閉める）、漏電の防止措置（電気のブレーカーを切る）、戸締まりを確認する。

エ 避難者は氏名等（住所、氏名、生年月日、血液型等）の把握できるものを携行する。

オ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

2 伝達方法

- (1) 戸別端末による伝達
- (2) 広報車・街頭放送による伝達（町・消防機関・警察等の広報車を利用し関係地域を巡回して伝達するものとする。）
- (3) ラジオ、テレビ、電話、各種公式SNS、メール配信システム等による周知・伝達
NHK、民間放送に対し、避難指示又は高齢者等避難を発令した旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、インターネット、各種公式SNS、コミュニティFM放送、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。

局名	所在地	電話	備考
NHK	帯広市西5条南7丁目2	23-3111	
HBC	帯広市西2条南10丁目11	23-9125	
STV	帯広市東4条南13丁目2	23-8600	
HTB	帯広市西3条南10丁目32	22-0531	
UHB	帯広市西4条南9丁目1	24-3446	
Tvh	札幌市中央区大通東6丁目12-4 (報道部)	011-232-7160	Fax 011-232-7173

(4) 伝達員による個別伝達

避難の指示等をした時が夜間、停電時等であって、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部員、消防職員、団員等で組を編成し、個別に伝達するものとする。

- (5) 町内会及び行政区あるいは自主防災組織の責任者を通じて周知する。

第6 避難所の開設

1 避難所開設までの流れ

- (1) 町は、被害状況、避難者の状況等を考慮し、開設する避難所を決定する。

- (2) 被害の状況に応じて開設する避難所に町職員（連絡員）を派遣し、施設の安全確認、開錠を行う。なお、地震等により連絡員の派遣が困難である場合は、施設の職員及び避難者が安全確認、開錠を行う。
- (3) 開設した避難所の情報を、戸別端末、メールや町内会長等を通して周知する。
- (4) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難誘導

避難誘導は、統括総務部長が指定する部又は班の職員、消防職員、団員、警察官等があたるものとし、その際には避難誘導等に当たる者の安全確保に努める。

- (1) 避難に当たっては、避難行動要支援者を優先的に避難させる。
- (2) 避難経路の要所には、誘導員を配置し、迅速、適切な避難誘導にあたる。
- (3) 移送

ア 小規模な場合

避難及び立ち退きは、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力による避難、又は立ち退きが不可能な場合等、車両による集団移送の必要が認められる場合は、統括総務部長が指定する部又は班が行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、又は立ち退き移送を要し、町において措置できない場合、町長は道に対して支援の応援を求める。

(4) 避難誘導する際の留意事項

ア 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防及びその他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。

3 避難所の設置

指定緊急避難場所及び指定避難所～別紙

避難場所は、緊急避難のため指定緊急避難場所と長期避難のための指定避難所に区分し、災害の種別、規模、避難人口その他情勢を判断し、あらかじめ定められている施設の中から建物の安全確認を行い指定するものとする。また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーテーションや段ボールベッド等を設置するよう努める。

指定避難所だけでは施設が不足する場合には、公共施設以外の民間施設についても災害時における避難場所としての協定の締結を検討するとともに、管理者の同意を得て避難所として開設する。

4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が互いに協力しながら、運営の主体となって取り組むものとし、必要に応じて避難者が委員となる避難所運営委員会を設置し行うものとする。この際「避難所開設・運営マニュアル」を運営の基本とし、常に公正性に配慮するものとする。

また、平時から各地域において、訓練を通じ、避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努める。普及に当たっては、避難者が主体的に避難所運営に関与できるよう避難所を運営する際の役割をあらかじめ定めておくことが望ましい。

(1) 避難者の把握

避難所を開設したときから避難者名簿を作成する。避難所開設からおおむね24時間のうちは、避難人員等を把握するのみの名簿の作成を基本とし、以降避難所生活が長期化すると見込まれる場合は、避難者の疾病等の有無、世帯構成等の詳細を把握する名簿を別途作成する。

(2) 町への報告

避難所の開設後、直ちに避難所及び避難者に係る状況報告を町に行う。その後も、避難所及び避難者に係る状況の把握に努め、定期的に避難所の状況報告を行う。

(3) 避難所の運営

避難者は、避難所における情報の伝達、食料及び水並びに必要な物資の配給、衛生管理、部屋の区割り等について、互いに協力して行う。

また、必要に応じてボランティア等の協力を得る。

(4) 避難所の環境整備

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状況の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(5) 女性の参画推進

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 要配慮者への配慮

避難所への受入れ及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置及び段差の解消、並びに車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者及び障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を図る。

イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難施設を対象に要配慮者対策把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。

(ア) ホームヘルパー（訪問介護員）及びガイドヘルパー（移動介護従事者）等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等の受入れ並びにボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置及び手話通訳者の派遣等、要配慮者に対する情報提供体制の確保

(7) 滞在できない避難者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握（巡回健康相談の実施）等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(8) 避難者の移動

道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(9) 避難所の早期解消

道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(10) 避難所の感染症対策

町及び道は、避難所において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施責任者

ア 町長及び町職員（基本法第63条）

イ 消防職員、消防（水防）団長及び消防（水防）団員（水防法第21条）

ウ 消防職員及び消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、または依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項～町長またはその職務を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 実施方法

ア 警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の通知

関係機関が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

ウ 退去の確認

住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区間を設置する。

第7 広域一時滞在

1 道内の市町村への一時的な滞在

(1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ十勝総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 町長は、協議先市町村町より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (4) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を受入れ先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (5) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長に事務の引き継ぎを行う。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道内の市町村の一時的な滞在

- (1) 町長は、協議先道内市町村又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等へ通知する。

受け入れる際は、対象者の整理、避難者意向の把握、避難者の希望を踏まえた避難先の選定及び継続的な支援に留意する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難所元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要性があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引継ぎが行われるものとする。

指定緊急避難場所一覧表

No.	施設名	所在地	地区	区分	施設責任者	電話番号	収容規模		使用不可
							人員	面積	土砂災害
1	帯広信用金庫 芽室支店駐車場	本通2丁目20-1	鉄北	屋外	理事長	62-2531	415	830	
2	大和児童公園	西2条2丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	1,712	3,425	
3	センターシティ駐車場	東1条2丁目9-3	鉄北	屋外	町長	62-9723	65	130	

No.	施設名	所在地	地区	区分	施設責任者	電話番号	収容規模		使用不可
							人員	面積	土砂災害
4	幸町児童公園	東1条4丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	368	737	
5	総合体育館テニスコート 南側駐車場	東3条8丁目	鉄北	屋外	教育長	62-9730	2,115	4,230	
6	あいあい公園	東3条4丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	5,472	10,945	
7	図書館西側広場	東4条3丁目	鉄北	屋外	教育長	62-9730	325	650	
8	美園児童公園	東6条3丁目4	鉄北	屋外	町長	62-9726	1,255	2,510	
9	ひばり児童公園	東7条5丁目1	鉄北	屋外	町長	62-9726	1,934	3,868	
10	芽室小グラウンド	東4条南2丁目	鉄南	屋外	学校長	62-2106	17,526	35,052	
11	芽室公園	本通8丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	96,445	192,891	
12	芽室西小グラウンド	西3条6丁目	鉄北	屋外	学校長	62-1444	11,125	22,250	
13	新工町団地広場	西1条7丁目	鉄北	屋外	町長	62-9723	210	420	
14	大和福祉館駐車場	西2条1丁目4	鉄北	屋外	町長	66-5961	747	1494	
15	ピカ公園	西7条3丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	9,497	18,995	
16	芽室西地区コミュニティセンター 駐車場	西6条5丁目	鉄北	屋外	町長	66-5961	435	870	
17	緑町児童公園	西7条6丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	1,338	2,676	
18	菖蒲園西側駐車場	西4条8丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	465	930	
19	西園児童公園	西4条3丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	2,065	4,131	
20	西8条6丁目2番地12 敷地内	西8条6丁目2	鉄北	屋外	所有者	62-9720	162	325	
21	錦町西児童公園	西2条南3丁目1	鉄南	屋外	町長	62-9726	1,555	3,111	
22	錦町児童公園	本通南3丁目	鉄南	屋外	町長	62-9726	1,443	2,887	
23	南町児童公園	東3条南5丁目	鉄南	屋外	町長	62-9726	3,738	7,476	
24	芽室南公園	西3条南6丁目	鉄南	屋外	町長	62-9726	32,345	64,691	
25	芽室南地区コミュニティセンター 駐車場	西2条南6丁目1	鉄南	屋外	町長	66-5961	763	1,526	
26	南が丘南街区公園	西1条南9丁目2	鉄南	屋外	町長	62-9726	1,999	3,998	
27	弥生児童公園	東8条8丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	3,202	6,404	
28	弥生北町児童公園	東6条10丁目	鉄北	屋外	町長	62-9726	2,184	4,369	×
29	青葉町地域福祉館 広場	東7条7丁目	鉄北	屋外	町長	66-5961	505	1,010	
30	芽室高校グラウンド	東めむろ1条北1 丁目6	東め むろ	屋外	学校長	62-2624	18,546	37,092	
31	芽室基線17番地 敷地内	基線17番地19	鉄北	屋外	所有者	62-9720	456	913	
32	上美生小グラウンド	上美生4線38	河西	屋外	学校長	66-2009	7,790	15,581	
33	上美生中グラウンド	上美生5線31	河西	屋外	学校長	66-2019	7,790	15,581	
34	旧祥栄小グラウンド	祥栄西14線2	河北	屋外	町長	62-4150	3,329	6,658	
35	集団研修施設 グラウンド	美生2線38	河西	屋外	町長	66-5961	5,550	11,100	
36	旧上伏古小グラウンド	上伏古9線18	河東	屋外	町長	66-2144	4,272	8,544	

No.	施設名	所在地	地区	区分	施設責任者	電話番号	収容規模		使用不可
							人員	面積	土砂災害
37	旧明正小グランド	坂の上10線47	河東	屋外	町長	65-2529	6,493	12,987	
38	旧栄小グランド	栄3線24	河東	屋外	町長	65-2643	4,052	8,104	
39	芽室南小グランド	新生南6線25	河東	屋外	学校長	62-4077	7,503	15,007	
40	旧中伏古小グランド	中伏古5線18	河東	屋外	町長	65-2726	4,770	9,540	
41	東工北1公園	東芽室北1線4	河東	屋外	町長	62-1144	10,337	20,675	
42	東工北2公園	東芽室北1線20	河東	屋外	町長	62-9736	600	1,200	
43	旧毛根小グランド	毛根北5線9	河北	屋外	町長	62-0525	5,988	11,977	
44	旧平和小グランド	平和西16線19	河北	屋外	町長	62-3858	2,604	5,208	
45	北明やまぎと幼稚園 グランド	北明西7線18	河北	屋外	理事長	62-5026	2,650	5,300	×
46	旧西土狩小グランド	西土狩北4線48	河北	屋外	町長	62-0592	2,604	5,208	
47	めむろ駅前プラザ	本通1丁目19番地	鉄北	施設	町長	61-2828	265	795	
48	総合体育館	東3条8丁目	鉄北	施設	教育長	62-1144	620	1,860	
49	中央公民館	東3条3丁目	鉄北	施設	教育長	62-4680	385	1,156	
50	保健福祉センター	東4条4丁目	鉄北	施設	町長	62-9723	140	422	
51	芽室小学校	東4条南2丁目	鉄南	施設	学校長	62-2106	468	1,404	
52	芽室中学校	東6条南3丁目	鉄南	施設	学校長	62-2001	571	1,715	
53	発達支援センター	東6条南4丁目1	鉄南	施設	町長	62-3159	400	1,200	
54	芽室西小学校	西3条6丁目	鉄北	施設	学校長	62-1444	398	1,194	
55	めむろ西子どもセンター	西4条4丁目	鉄北	施設	町長	62-9393	142	427	
56	健康プラザ	西3条南6丁目	鉄南	施設	教育長	62-9966	924	2,773	
57	めむろてつなん 保育所	西2条南6丁目1	鉄南	施設	理事長	62-2249	55	165	
58	芽室南地区コミュニティセンター	西2条南6丁目1	鉄南	施設	町長	66-5961	153	486	
59	芽室高等学校	東めむろ1条北1丁目6	東めむろ	施設	学校長	62-2624	280	840	
60	東めむろコミュニティセンター	東めむろ2条北1丁目4-7	東めむろ	施設	町長	66-5961	77	231	
61	上美生小学校	上美生4線38	河西	施設	学校長	66-2009	253	759	
62	上美生中学校	上美生5線31	河西	施設	学校長	66-2019	308	924	
63	上美生農村環境改善センター	上美生4線34	河西	施設	町長	66-2442	184	553	
64	祥栄ふれ愛館	祥栄北9線26	河北	施設	町長	66-5961	69	209	
65	西芽室地域福祉館	芽室基線52番地4	河西	施設	町長	66-5961	23	71	
66	芽室西中学校	芽室南2線30	鉄南	施設	学校長	62-6635	571	1,715	
67	高岩地域福祉館	芽室南3線32番地24	河西	施設	町長	66-5961	26	79	
68	渋山林業研修センター	渋山8線23, 24番	河西	施設	町長	66-5961	34	102	×

No.	施設名	所在地	地区	区分	施設責任者	電話番号	収容規模		使用不可
							人員	面積	土砂災害
		地							
69	雄馬別コミュニティセンター	雄馬別13線25番地7	河東	施設	町長	66-5961	39	67	
70	上伏古コミュニティセンター	上伏古9線18番地2	河東	施設	町長	66-5961	103	196	
71	坂の上コミュニティセンター	坂の上10線31番地17	河東	施設	町長	66-5961	57	99	
72	栄コミュニティセンター	栄3線24	河東	施設	町長	66-5961	31	93	
73	芽室南小学校	新生南6線25	河東	施設	学校長	62-4077	275	825	
74	新生地域福祉館	新生南6線25	河東	施設	町長	66-5961	32	98	
75	中伏古コミュニティセンター	中伏古6線17番地12	河東	施設	町長	66-5961	47	98	
76	北伏古コミュニティセンター	北伏古南9線9番地19	河東	施設	町長	66-5961	60	112	
77	東芽室地域福祉館	東芽室南3線25番地4	河東	施設	町長	66-5961	26	79	
78	東工業振興センター	東芽室北1線	河東	施設	町長	66-5964	64	192	
79	株式会社明治十勝工場	東芽室北1線15番地2	河東	施設	工場長	61-3701	300	900	
80	芽室太生活館	北芽室北4線38	河北	施設	町長	66-5961	39	141	
81	毛根コミュニティセンター	毛根北5線9番地11	河北	施設	町長	66-5961	25	76	
82	平和地域福祉館	平和西16線19	河北	施設	町長	66-5961	26	80	
83	北明コミュニティセンター	北明西7線18番地	河北	施設	町長	66-5961	15	45	×
84	西土狩地域福祉館	西土狩北4線42番地20	河北	施設	町長	66-5961	63	189	
85	上芽室コミュニティセンター	上芽室南3線16番地1	河西	施設	町長	66-5961	34	102	
86	総合体育館 東側駐車場	東3条8丁目	鉄北	屋外	教育長	62-9730	3,200	6,400	

指定緊急避難場所は、指定避難所としても使用できる。

指定避難所一覧表

No.	施設名	所在地	地区	区分	施設責任者	電話番号	収容規模		使用不可
							人員	面積	土砂災害
1	大和福祉館	西2条1丁目4番地	鉄北	施設	町長	66-5961	82	246	
2	愛生町地域福祉館	西1条4丁目21番地1	鉄北	施設	町長	66-5961	23	71	

No.	施設名	所在地	地区	区分	施設責任者	電話番号	収容規模		使用不可 土砂災害
							人員	面積	
3	幸町地域福祉館	東1条4丁目6番地1	鉄北	施設	町長	66-5961	23	71	
4	東地域福祉館	東4条1丁目1番地20	鉄北	施設	町長	66-5961	23	71	
5	ひばり福祉館	東7条5丁目4番地1	鉄北	施設	町長	66-5961	91	293	
6	芽室西地区コミュニティセンター	西6条5丁目1番地	鉄北	施設	町長	66-5961	74	224	
7	弥生福祉館	東5条8丁目1番地	鉄北	施設	町長	66-5961	85	255	
8	青葉町地域福祉館	東7条7丁目2番地2	鉄北	施設	町長	66-5961	31	93	
9	かしわ福祉館	本通7丁目2番地3	鉄北	施設	町長	66-5961	103	310	
10	美生コミュニティセンター	美生2線40番地9	河西	施設	町長	66-5961	23	70	

指定福祉避難所（避難行動要支援者受入可能施設）

通常の避難所では収容及び保護が困難な場合、避難行動要支援者等については本表に掲げる施設を避難所とする。なお、避難にあたっては、原則「避難所」には収容後、そこでの収容及び保護が困難と判断される場合、以下の指定福祉避難所に移動するものとする。

指定福祉避難所（避難行動要支援者受入施設）

番号	避難所	所在地	電話	収容可能面積及び収容可能人数		備考
				面積 (㎡)	人数	
1	介護老人保健施設りらく	芽室町東芽室南2線16-2	61-2266		-	
2	特別養護老人ホーム 芽室けいせい苑	芽室町東3条4丁目1-5	62-3996		-	
3	ショートステイウエルカムめむろ	芽室町東5条4丁目1番地	62-5449		-	

※ 上記の施設では、施設入居状況により収容人数が異なるため、収容人数は都度協議するものとする。

第6節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画に定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換及び担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。また、被災者の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 救助救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官及び消防機関の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救助救出の実施が困難の場合は、「第29節 自衛隊派遣要請及び活動計画」に定めるところにより、十勝総合振興局長に自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 救助救出を必要とする者

災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生理めとなった場合及び鉄道、自動車等の大事故が発生した場合
- (5) その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 発見者の通報

救助・救出を要する者を発見した者又は死傷者を伴う災害を覚知した者は、直ちに芽室町役場又は警察官、消防署等へ通報するものとする。

4 救出要員等

本部設置中の救助・救出活動は、保健支援部及び消防機関が警察と地域住民と協力して作業にあたるともに、救護された住民の名簿を作成して本部へ報告するものとする。

5 負傷者等の措置

救助・救出された者が負傷等のため緊急に手当てを施す必要があるときは、医療部等により所要の措置を施した上、直ちに医療機関等に搬送するものとする。

6 関係機関への応援要請

- (1) 特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救助・救出が困難であるときは、医師会、警察、近隣消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて防災ヘリコプター及び自衛隊の派遣要請を依頼する。
- (2) 救助・救出に要する機材及び舟艇その他特殊機械類を必要とするときは、防災関係機関に応援を要請する。

7 救助救出活動

町長は、救助・救出活動の実施については、警察官と連絡をとり、迅速な実施を図るものとする。

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

8 現地対策本部の設置

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章第1節 応急活動体制」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置するものとする。

9 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、芽室町における消火活動に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 火災発生、被害拡大危険区域の把握

芽室町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖くずれ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第2 相互応援協力の推進

芽室町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第3 地震火災対策計画の作成

芽室町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じあらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大地震時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防装備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下する。

このため、これに対する維持、確保の措置をあらかじめ講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられるので、防火水槽、配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

震災時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後には、道路交通網等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に到着するまでに時間を要することとなる。

このため、被災地の住民や自主防災組織は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第4 地震火災応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集、通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な地震火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表 地震火災等情報通信連絡系統図」のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、本章「第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 被災者等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項の広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 芽室町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 避難措置

芽室町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6節 救助救出計画」により、必要な避難措置を実施する。

5 救助救出及び医療救護活動等

芽室町及び関係機関は、「第6節 救助救出計画」及び「第20節 医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

「第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 消防活動

大規模な火事災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 現場活動情報等の連絡調整を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所、避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒等は、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

8 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第9節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

9 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第29節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

10 広域応援

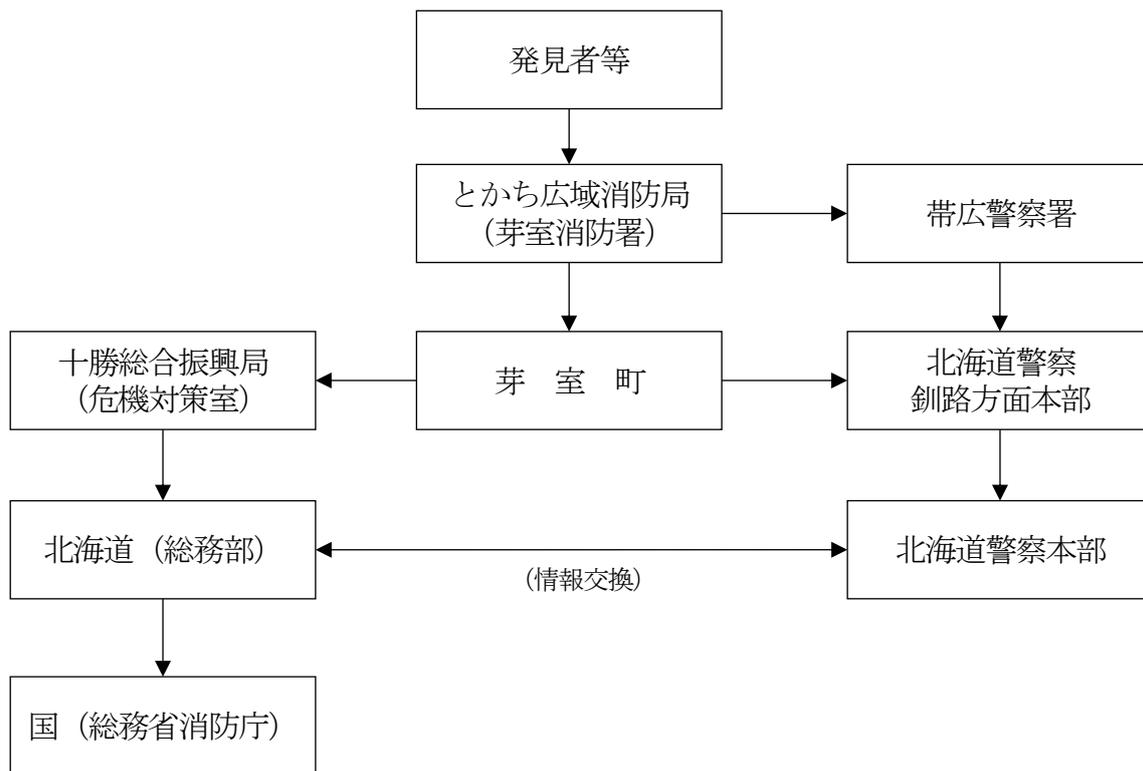
芽室町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第28節 広域応援・受援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

11 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、芽室町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第4章 災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

町長（担当は、環境土木部環境土木班とする。）は、地震により急傾斜地のがけ崩れ等の災害が予想される地域の実情を調査し、災害防止を図る。また、必要に応じて、特別巡視等を行う。

図表 地震火災等情報通信連絡系統図



第8節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒及び警備に関する帯広警察署（以下「警察署」という。）が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、次に定めるところによる。

第1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の警報の伝達及び災害情報を収集し、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

第2 災害の警報の伝達に関する事項

- 1 警察が行う災害に関する警報の伝達等は、次により行う。町からの関係機関及び住民への連絡は、本章「第3節 災害情報等の収集及び伝達計画」に定める。
- 2 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。

第3 事前措置に関する事項

- 1 町長（担当：統括総務部統括班）が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長に対して行う。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) その他派遣についての必要事項

2 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合は、町長が該当措置の事後処理を行う。

第4 避難に関する事項

警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により避難の指示又は勧告を行う場合は、「第4節 避難対策計画」に定める避難先を示す。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜措置を講ずる。この場合において、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行う。

第5 応急措置に関する事項

1 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

2 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

第6 救助救出に関する事項

警察署長は、町長と協力して被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護又は遺体の検分に努めるとともに状況に応じて、町長の行う遺体の捜索等災害活動に協力する。

第7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集する。

第8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通の規制並びにその他の警察活動の広報を行う。

第9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域、その他必要と認める地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打合せを行う。

第10 災害時における交通規制に関する事項

本章「第9節 交通応急対策計画」による。

第9節 交通応急対策計画

災害時における道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、次に定めるところによる。

第1 実施機関

- 1 北海道公安委員会（帯広警察署・十勝機動警察隊）
- 2 北海道開発局（帯広開発建設部）
- 3 北海道
- 4 東日本高速道路株式会社北海道支社
- 5 芽室町及び芽室消防署
- 6 自衛隊
- 7 一般社団法人北海道警備業協会

第2 交通応急対策の実施

- 1 北海道公安委員会（帯広警察署・十勝機動警察隊）
 - (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るために必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。
 - (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者及び管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
 - (4) 通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行を確保するための区間（以下「指定道路区間」という。）の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。
- 2 北海道開発局（帯広開発建設部）
 - (1) 国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。
 - (2) 北海道開発局長は、道路管理者である北海道及び町に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることを指示することができる。
- 3 北海道
 - (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。また、交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保に努める。
 - (2) 北海道知事は、道路管理者である町に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることを指示することができる。
- 4 東日本高速道路株式会社北海道支社
東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。
- 5 芽室町及び芽室消防署
 - (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。
 - (2) 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者及び管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
 - (3) 消防職員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- 6 自衛隊
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官等がその場にいない時に次の措置をとることができる。
 - (1) 自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施
 - (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
 - (3) 現場の被災工作物等の除去等

7 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び同支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

8 道路管理者

災害が発生した場合において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。

- (1) 当該指定した道路の区間（指定道路区間）内にあるものに対し、当該指定道路区間を周知する。
- (2) 当該措置がやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
 - ア 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が、当該措置をとらない場合
 - イ 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が現場にいないため、措置を命じることができない場合
 - ウ 道路の状況その他の事情により、車両その他の物件の所有者等に移動等の措置をとらせることができないと認めて所有者等に命令をしないこととした場合
- (3) 当該措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又はその他の障害物を処分することができる。

第3 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び公安委員会が、交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、規制後直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続き

(1) 車両の確認

十勝総合振興局長又は帯広警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、十勝総合振興局又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したのものについては、各車両ごとに「本章第8節 輸送計画」に基づいて「様式1 標章」及び「様式2 緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防御又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること

イ 緊急通行車両は、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約などにより常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両である。

(5) 事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 公安委員会（帯広警察署長）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「様式1 標章」及び「様式2 規制対象除外車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断及び治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のために使用する車両

(エ) 電報の配達のために使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

様式1 規制対象除外車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、「除外」の文字を青色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、並びに地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式2 規制対象除外車両通行証明書

第 号		年 月 日	
規制対象除外車両通行証明書			
知 事 公安委員会			印 印
番号標に表示されている番号			
通行目的			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙は、日本産業規格A5とする。

第10節 輸送計画

災害時における被災者の避難、傷病者の収容、災害応急対策要員の移送、応急対策資材及び生活必需物資の輸送を迅速かつ的確に実施するために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等との物資保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任者

- 1 本部長（町長）〔担当は、環境土木部環境土木班とする。〕
- 2 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

第2 輸送の範囲

災害時における緊急輸送の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要するための輸送
- 3 応急対策のための必要な人員、器材の輸送
- 4 飲料水の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 その他本部が行う輸送

第3 災害時輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を次の各輸送のうち、迅速、確実で最も適当な方法によるものとする。

1 陸上輸送

道路交通が確保されている場合の陸上輸送は、第1次的には町有車両をもって行うものとし、災害の規模に応じ、町と締結している民間車両の借上げにより輸送を行うものとする。

また、必要に応じ、帯広運輸支局を通じ、十勝地区トラック協会に対して緊急輸送の応援要請を行う。

帯広運輸支局（企画輸送課）	0155-33-3281
十勝地区トラック協会（災害協定）	0155-36-8575
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（災害協定）	0133-64-7983
株式会社芽室自動車学校かしわ交通（災害協定）	0155-62-5811
有限会社こぼとハイヤー（災害協定）	0155-34-5810

2 空中輸送

陸上輸送が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、北海道消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、危機対策課防災航空室にヘリコプターによる空中輸送を要請するものとする。また、その後の状況により、自衛隊の派遣を知事（十勝総合振興局長）へ依頼する。

北海道消防防災ヘリコプター指定離着陸場及び離着陸可能地については次のとおりである。

指定離着陸場

場所	所在地	面積(m ²)	管理者
芽室中グラウンド	東6条南3丁目	91,000	学校長

離着陸可能地

場所	所在地	面積(m ²)	管理者
芽室高校グラウンド	東めむろ1条北1丁目6	37,092	学校長
芽室西小グラウンド	西3条6丁目	22,250	学校長
芽室小グラウンド	東4条南2丁目	35,052	学校長
旧平和小グラウンド	平和西16線19	5,208	町長
旧祥栄小グラウンド	祥栄西14線2	6,658	町長
旧毛根小グラウンド	毛根北5線9	6,273	町長
旧西土狩小グラウンド	西土狩北4線48	5,208	町長
旧栄小グラウンド	栄3線24	8,104	町長
旧明正小グラウンド	坂の上10線47	12,987	町長
集団研修施設グラウンド	美生2線38	11,100	町長
上美生中グラウンド	上美生5線31	26,297	学校長
芽室南小グラウンド	新生南6線25	15,007	学校長
芽室西中グラウンド	芽室南2線30	35,000	学校長

第4 災害時における緊急輸送車両の交通確保等

1 緊急輸送道路の指定

地震をはじめとする災害時の円滑かつ確実な緊急輸送を実施するため、あらかじめ北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関で構成する、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会において、緊急輸送道路を指定している。

(1) 第1次緊急輸送道路

札幌市、地方中心都市並びに重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場及び主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路

(3) 地域緊急輸送道路

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会において指定されている路線とは別に、芽室町管内での災害応急避難活動を円滑に行うため、主要となる道路を地域緊急輸送道路として指定する。

2 緊急輸送道路等の確保

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会(帯広警察署)は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力や芽室建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、いち早く町内の道路、橋梁等の被害並びに道路上の障害物の状況を把握するとともに、緊急輸送道路を優先し交通の確保を図る。

3 緊急輸送道路等の応急対策活動

町内の国道、道道等芽室町以外の道路管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたす場合には、速やかに当該道路管理者へ通報し応急復旧の実施を要請する。

また、事態が緊急を要する場合は、当該道路管理者と連携し、速やかに緊急輸送等の確保を図るための必要な対策を行う。また、芽室町が管理する道路、橋梁等が被災した場合、芽室建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、指定路線を優先に応急復旧を行う。

(参考)

町長は、基本法第76条の規定に基づき、十勝総合振興局及び公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部（班）において使用する車両につき、帯広警察署を通じ公安委員会から標章（図表）及び証明書（「様式 緊急通行車両確認証明書」）の交付を受け輸送にあたる。

なお、緊急通行車両の交通規制等は、「第7節 交通応急対策計画」による。

図表



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号、年、月及び日を表示する部分を白色、並びに地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第5 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

- (1) 緊急通行車両確認証明書（様式1）
- (2) 輸送記録簿（様式2）

様式1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 公安委員会	印 印
番号票に表示されている番号			
輸送の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸 送 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考：用紙は、日本産業規格A5とする。

様式2 輸送記録簿

芽 室 町

輸送 月日	目的	輸 送 区 間 (距 離)	借上等			修 繕				燃料費	実支出額	備 考	
			使用車両		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費				故障 の概要
			種類	台数		名称 番号	所有 者氏 名						
					円				円	円			
計													

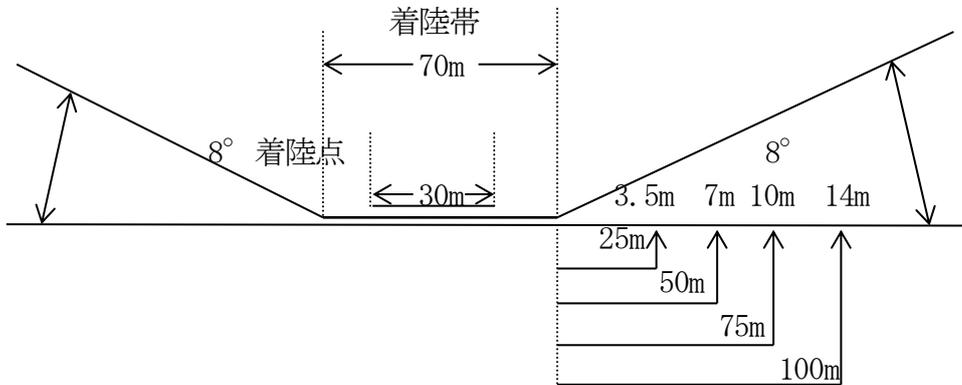
- 注：1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障個所を記入すること。

◎ヘリコプター着陸可能地選定条件

1 着陸帯

- (1) 直経約70mの円又はこれに相当する方形の平坦な地勢で、その周囲約8°の傾斜面上に障害物がないこと。ただし、この条件を満足できないときは、少なくとも相対する2方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足させなければならない。

参考：距離と障害物の高さは図のとおり

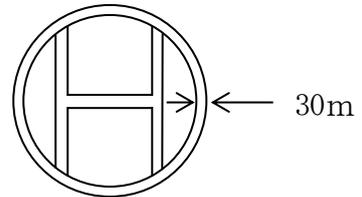


(2) 地表面

- ア 舗装された場所が最も望ましい。
- イ グランド等の場合、板、とたん、碎塵等が巻き上らないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

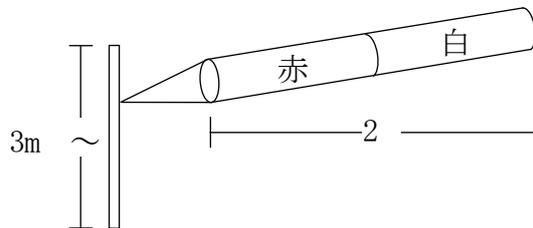
2 着陸点

着陸点（直経30m）のほぼ中央に石灰等で直経10mの正円を画き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、又は旗を立てる。

- (1) 布製
- (2) 風速25m/秒程度に耐えられる強度



- 4 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
- 5 電話等、通信手段の利用が可能であること。

第11節 ヘリコプター活用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の緊急搬送、緊急物資の輸送、人員搬送等の緊急の応急対策のための、ヘリコプターの広域的かつ機動的な活用については、本計画に定めるものとする。

第1 基本方針

町は、町内において災害が発生し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的及び機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。

第3 実施方法

1 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当する場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 町の消防力によって災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められた場合

2 要請方法

町長からの知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高責任者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 町の受入体制等

- (1) 道と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水及び危険防止のための適切な措置を行う。
- (2) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて機長等との連絡にあたる。
- (3) ヘリポートの開設については、本章第10節「輸送計画」による。
- (4) ヘリポートの整備方法については、本章第10節「輸送計画 ヘリコプター着陸可能地選定条件」による。

第4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運行する。

- 1 災害応急対策活動
 - (1) 被災状況調査などの情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急及び救助活動
 - (1) 疾病者、医師等の搬送
 - (2) 被災者の救助及び救出
- 3 火災防衛活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

指定離着陸場

場所	所在地	面積(m ²)	管理者
芽室中グラウンド	東6条南3丁目	91,000	学校長

離着陸可能地

場所	所在地	面積(m ²)	管理者
芽室高校グラウンド	東めむろ1条北1丁目6	37,092	学校長
芽室西小グラウンド	西3条6丁目	22,250	学校長
芽室小グラウンド	東4条南2丁目	35,052	学校長
旧平和小グラウンド	平和西16線19	5,208	町長
旧祥栄小グラウンド	祥栄西14線2	6,658	町長
旧毛根小グラウンド	毛根北5線9	6,273	町長
旧西土狩小グラウンド	西土狩北4線48	5,208	町長
旧栄小グラウンド	栄3線24	8,104	町長
旧明正小グラウンド	坂の上10線47	12,987	町長
集団研修施設グラウンド	美生2線38	11,100	町長
上美生中グラウンド	上美生5線31	26,297	学校長
芽室南小グラウンド	新生南6線25	15,007	学校長
芽室西中グラウンド	芽室南2線30	35,000	学校長

北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の救急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合はその内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

要請日時	令和	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		F A X		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名		電話				
所在地		F A X				
担当医師名・科名				担当課 氏名		
3 受入病院名		電話				
所在地		F A X				
担当医師名・科名				直通内線番号		
受入病院の了承： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
4 <small>ふりがな</small> 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所						感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名						<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日
経 過						血圧： mmHg 脈拍： 回/分
						呼吸： 回/分 体温： °C
						意識レベル(JCS)：
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由：)					
	気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input checked="" type="checkbox"/> 影響有り ()					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)						
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由：)	
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄：	
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ		
	受入病院：					

令和 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住所

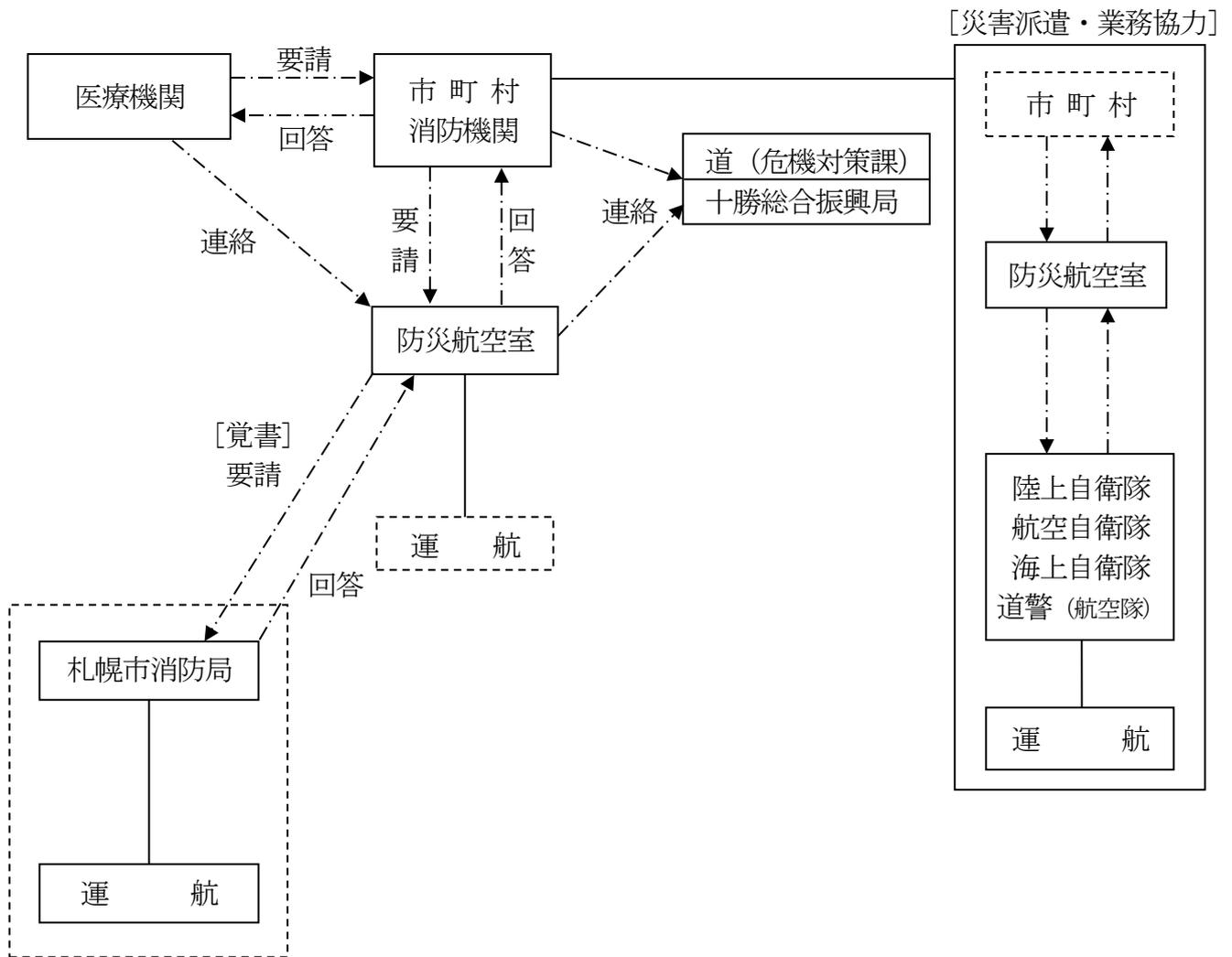
氏名

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

救急患者の搬送要請手続系統図



市町村からの要請先 [防災航空室 (24時間体制)]

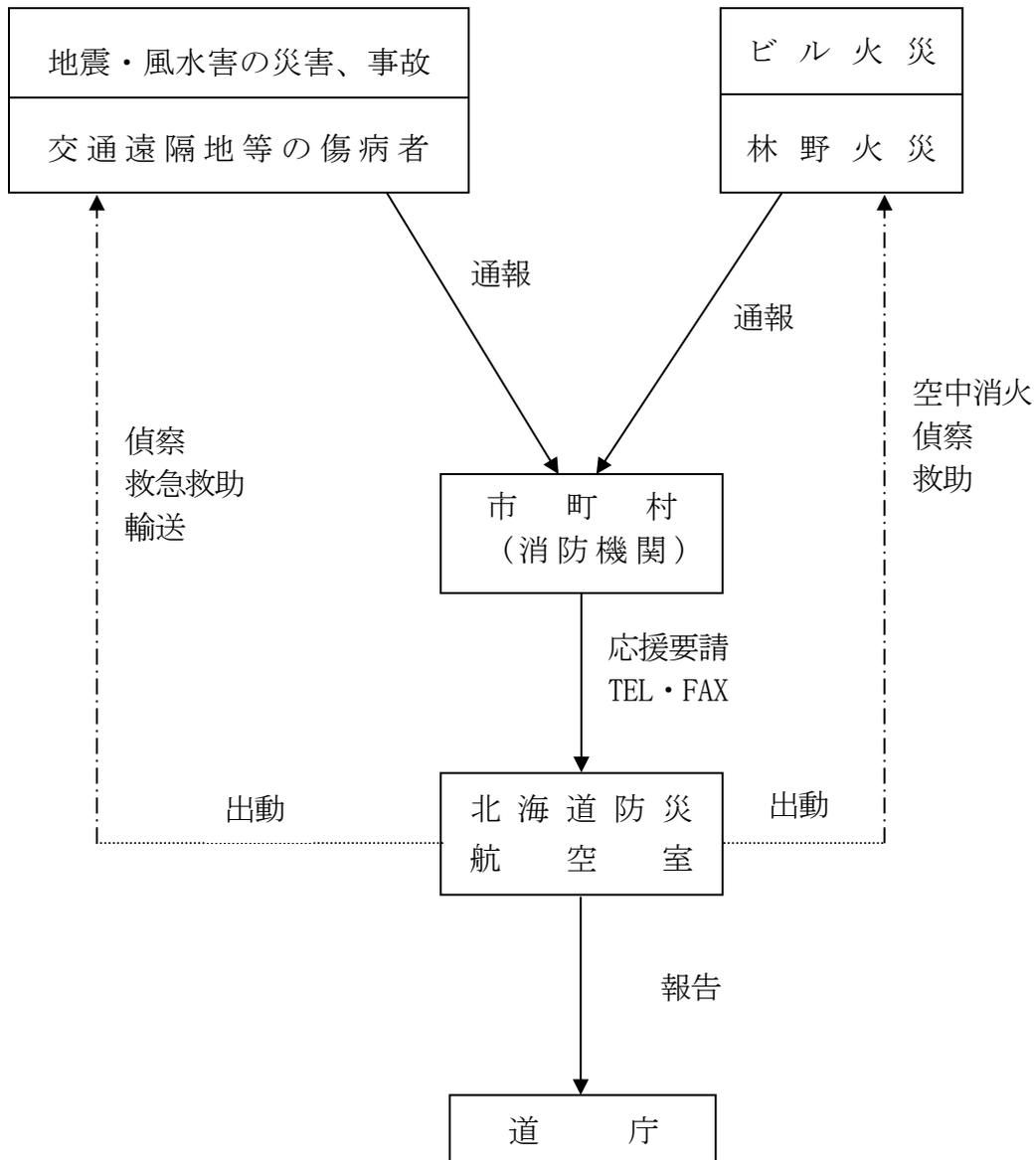
札幌市東区栄町964番地

電話 011-782-3233

FAX 011-782-3234

[参 考]

消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



第12節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する食料の確保と供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長（救護部救護班）とする。
- 2 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行うものとする。

第2 食料の供給

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について十勝総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

第3 食料輸送計画

食料の輸送は、「第10節 輸送計画」の定めるところによる。

第4 応急供給の対象者

- 1 避難所で受入を行った者
- 2 住家が被災して炊事のできない者
- 3 住家が被災して一時縁故先に避難する者
- 4 旅行者等で、食料を得る手段のない者
- 5 災害地において応急作業に従事している者

第5 応急供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、インスタントラーメン、食品等とする。

第6 食料の備蓄

災害発生の直後、炊出し等の食料供給体制が整うまでの応急的な対応策として、非常食料の備蓄を行うものとする。

備蓄は、個人備蓄と行政による備蓄とする。

1 個人備蓄

- (1) 個人（世帯）においては、非常時に備え、少なくとも3日分の食料の備蓄を奨励するものとする。
- (2) 町は、個人における備蓄の必要性、備蓄すべき食料の種類、量、保管方法等の必要な情報について、機会あるごとに広報等を通じて周知し、住民の意識の高揚を図るよう努めるものとする。

2 行政による備蓄

- (1) 非常食料は、一定数を防災拠点倉庫に集中管理するものとし、必要に応じて各避難所に備蓄倉庫を確保し分散して備蓄するものとする。
- (2) 備蓄する食料は、常温で長期保存が可能なものとし、品質保障期限内に更新するものとする。

- (3) 備蓄量は、備蓄品整備計画に定めるとおりとし、毎年度見直しを行うものとする。備蓄食料は、原則として避難所生活者と、食料を必要とする自宅残留者に供給する。

第7 食料の調達

食料の調達は、あらかじめ町内の業者等と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう、災害協定等により調達先を確保し、災害に備えるものとする。

第8 米飯の炊き出し

- 1 被災者及び災害従事者に対し必要と認めた場合、炊出し及び給与は保健支援部が行う。
- 2 炊き出し施設は、学校給食センター等の施設を利用するものとするが、不足する場合又は同施設が被災等で使用不能の場合は、仕出し業者、飲食店及び旅館を利用するものとする。
- 3 必要に応じて、日本赤十字奉仕団、町内会、行政区、社会福祉協議会、ボランティア、自衛隊等の協力応援を求め、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

第9 食料の配布

- 1 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。
- 2 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配布する。
- 3 食料の配布については、町内会、行政区、ボランティア及び自主防災組織の協力により、公平かつ円滑に実施する。

第10 要配慮者対策

要配慮者に対する食料品は、要配慮者の状況に応じて食料等を調達する。

第11 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第12 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、「様式 炊き出し給与状況」により記録しておかなければならない。

様式 炊き出し給与状況

										市町村名 芽室町		
炊き出し 場の名称	月 日			3日間小計			4日以降小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計												

(注) 「備考」欄には給食内容を記入すること。

第13節 給水計画

災害によって広域的断水が発生した時には、住民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。住民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。

そのために、住民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。

第1 実施責任者

1 芽室町（公営企業管理者：上下水道部上下水道班）

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水、医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後少なくとも3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と配水池の貯留水及び家庭用井戸水を主体として給水するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

2 北海道

町の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達及び給水開始の指導を行う。

第2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

第3 目標応急給水量（1人1日給水量）

災害時においても、可能な限り多くの水を供給することが望まれるが、水道施設の被害状況、及び応急給水体制により供給量は限定される。また、時間の経過とともに混乱の鎮静化及び都市機能の回復に伴い、住民の要求量は増加する。このため、動員可能な人員による体制で最も効率的な応急給水体制時の目標給水量を次表のように設定する。

表1 目標応急給水量の設定表

地震発生からの日数	目標水量	住民の運搬距離	給水方式	主な給水方法
3日まで	3L/人・日	おおむね 1km以内	運搬給水	耐震性貯水槽・タンク車
10日	20L/人・日	おおむね 250m以内	拠点給水	配水幹線付近の仮設給水線

地震発生からの日数	目標水量	住民の運搬距離	給水方式	主な給水方法
21日	100L/人・日	おおむね 100m以内	仮設給水	配水支線上の仮設給水線
28日	被災前給水量 (約250L/人・日)	おおむね 10m以内		仮配管からの各戸給水供給栓

第4 給水の方法

- 1 区域内の水源を利用し給水を行うときは十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指示を受けるとともに、消防機関の協力を得て消防ポンプ車等により取水し被災地域内へ給水するものとする。
- 2 家庭用井戸水など付近に水源があるときは、水質調査により浄水剤等の投入を行い、飲料水として確保するものとする。
- 3 町長は町内において飲料水等を得られない場合、又は輸送車両、器具の確保が困難な場合は、他市町村又は他の関係機関へ応援を要請するものとする。

第5 住民への周知

給水の実施にあたっては、戸別端末、登録制メール（めむろ安心メール）、広報車等の巡回により給水時間、給水場所、給水方法を事前に住民に周知する。

第6 給水輸送可能車両の現況

車両名	台数及び容量	車両管理者
散水車	1台 6 t	教育委員会
大型水槽車	1台 10 t	芽室消防署
消防タンク車	2台 2.5 t、2 t	芽室消防署
	3台 6 t、3.5 t、2 t	芽室消防団第1分団
	1台 3.5 t	芽室消防団第2分団

第7 給水施設の応急復旧・整備

給水施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療用施設等緊急を要するものを優先的に行うものとする。

市街地での応急給水対策として、耐震性貯水槽等の整備を行うものとする。

様式 飲料水の供給簿

供給月日	対象人員	給水用機械器具							燃料費	実支出額	備考
		名称	借上			修繕費					
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			

注：1 供給量は、借上料の有無の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

第14節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する衣料、生活必需品等の供給確保に関する事項は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長（保健支援部援護班）とする。
- 2 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、町長（保健支援部）が知事の委任により実施するものとする。

第2 対象者

災害により住家が全焼、流失、全壊、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者

なお、要配慮者に対する衣料、生活必需品等は、要配慮者の状況に応じて調達するものとする。

第3 調達の方法

1 物資調達の方法

救助法の適用の有無にかかわらず、保健支援部が世帯構成員別被害状況を把握のうえ、配分計画を樹立する。購入事務は、この配分計画に基づき統括総務部総務班が行う。

2 給与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具（布団、毛布、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業服及び子供服）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等の類）
- (4) 身廻品（タオル、手拭、靴下、傘等の類）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁及びガス器具等の類）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等の類）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等の類）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク等の類）
- (9) その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

3 備蓄及び調達方法

- (1) 必要な物資について、防災拠点倉庫に備蓄するほか、備蓄品整備計画に基づき町において備蓄保管するものとする。
- (2) 日赤北海道支部は、毛布及び日用品セットを一部備蓄しており、必要な時は日赤北海道支部長に要請する。
- (3) その他調達にあたり、あらかじめ町内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、災害協定等により調達先を定め、災害に備えるものとする。
- (4) 以上の方法による物資の確保が困難な場合は、道や他の市町村に要請する。

第4 給与又は貸与の方法

保健支援部は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、前項の配分計画に基づき行うものとする。

第5 義援物資の取扱い

町に送付された義援物資の取扱いは、統括総務部が担当する。受付の記録、保管、罹災者への配分等は町長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

第6 費用の限度及び給与（貸与）期間

救助法の基準による。

第7 物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、別記様式により記録しておかなければならない。なお、救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区分して処理する。

様式 物資の給与状況

芽室町

住宅被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与 月日	物資給与の品名				実支出額	備考
				布団	毛布				
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救援物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

氏 名

印

- 注：1 住家の被害程度に全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上浸水の別を記入すること。
- 2 受領年月日に、その世帯の対して最後に給与された物質の受領年月日を記入すること。
- 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第15節 上下水道施設対策計画

上下水道施設は、電気、ガス等と並び、快適な生活環境のために必要不可欠なライフラインであり、災害時においてもライフラインとしての機能の応急的確保に努める必要がある。

このため、上下水道施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

第1 上水道施設

災害における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、上下水道部上下水道班は必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報関連体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策に努めるものとする。

1 非常体制

(1) 上下水道災害対策部の設置

町は、災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し給水に関し住民生活等に大きな影響を及ぼすような事態が発生又は発生が予想される場合、「上下水道災害対策部」を設置する。

(2) 動員体制の確立

上下水道災害対策部が設置された場合、速やかな応急対策を実施するため、現場調査指示及び状況判断のうえ職員を招集するなど、災害事故対策のための初動体制を確立する。

2 応急対策

(1) 復旧対策基本方針

配水池から主要・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするような配水調整を行いながら復旧をすすめ、順次断水区域の解消に努める。また、あらかじめ、地震、水害等自然災害による被害及び断水想定箇所を把握し、調査点検活動を行う。

(2) 復旧対策内容

ア 配水池の復旧は、被害箇所発見のための点検、受電設備の復旧、ポンプ廻りの配管及び薬品注入管の漏えい部分の復旧に万全を期する。

イ 配水管及び給水管の被害箇所の点検を行い、復旧作業を進める。

(ア) 復旧作業

住民生活優先の立場から、予測される被害を最小限に抑えるために迅速・効率的な復旧活動を実施する。また、芽室町水道関係業者等の協力を得て行う。

(イ) 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合については、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況の把握に努め被害の拡大を防止する。

ウ 配水調整

被害を受けていない地域には、仕切弁等の迅速・適正な開閉作業により配水管を最大限利用し断水区域をできる限り縮小する。

エ 応急給水

「第3章第13節 給水計画」による。

3 広報活動

発災後は、断水及び応急給水に関する住民広報活動を実施し、混乱防止に努める。

(1) 広報主体

本部の下、原則として他部の応援を得て、広報車による巡回広報を実施ほか、戸別端末を利用した広報活動を行う。なお、復旧に相当な期間を要する場合には、報道機関の協力及び広報チラシ配布などにより対応するものとする。

第2 下水道施設

下水道施設の被害に対し、雨水及び汚水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するための計画である。

1 活動体制

- (1) 本部の非常配備態勢に基づき、職員を配置し、被害調査及び復旧対策を実施する。
- (2) ポンプ及び処理場にあつては、監視要員からの報告を基点とし、各処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる。

2 応急復旧対策

(1) 被害調査

排水機能の支障や2次災害の発生を考慮し、管渠にあたっては幹線管渠の流下状況及び軟弱地盤地帯の管渠の調査、マンホール及びポンプ室等の工作物の調査を速やかに行う。

(2) 応急対策

- ア 管渠破壊箇所については、溢水による道路陥没及びマンホールの浮上による交通危険箇所をバリケードで囲むとともに、保安灯を設置し二次災害を防止する。
- イ 排水不能箇所の復旧は、ポンプや仮水路等で応急措置を講じ、管渠復旧を実施する。
- ウ 私設排水設備である水洗トイレについては、使用不可能地区が集中する地区において、使用自粛等の広報を行うとともに、適宜仮設トイレを設置する。

第16節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 芽室町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (4) LPGについて、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定

に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。
- 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。
また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第17節 電力施設災害応急計画

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店は人命及び住民生活の安全確保のため、電力施設に有効な予防対策及び二次災害発生の防止対策、並びに速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。

第1 非常活動体制

- 1 非常事態対策組織の設置
 - (1) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速かつ適切な予防及び復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織統括支店支部運営マニュアル(北海道電力ネットワーク(株))」に基づき非常事態対策組織を設置する。
 - (2) 非常事態対策組織を設置したときは、町及び他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
 - (3) 非常事態対策組織は、気象情報、活動体制、被害復旧の状況、復旧順位並びに報道及び広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

2 防災体制区分

区分	発令の基準
警戒態勢	・非常災害が発生するおそれがある場合 ・その他必要な場合
非常態勢	・非常災害により、相当の設備被害が発生または発生が予想されるとき ・特別警報(震度6弱以上の地震、大津波警報を除く)が発表されたとき ・自治体による避難指示の発表等、非常災害が発生するおそれがあり、社外機関等と連携した対応が必要なとき
特別非常態勢	・非常災害により、相当の設備被害を受け、復旧長期化や広域停電等、社会的影響の大きい供給支障が発生したとき ・特別警報(震度6弱以上の地震、大津波警報)が発表されたとき

3 応急復旧要員の動員

- (1) 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、活動体制発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。
- (2) 社外者(工事会社)の応援体制を確立しておく。
- (3) 他地域からの復旧要員の応援を依頼した場合、避難所等受け入れ態勢については、本部の協力を得るなど万全を期するものとする。

第2 応急復旧対策

1 復旧順位

- (1) 電力施設の復旧順位は、原則として対策の中核であるあ官公署、医療施設、公共機関、指定避難所（指定避難所に指定している指定緊急避難場所を含む。以下、「第15節 ガス施設災害応急計画」において同じ。）に供給する施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから行うものとする。
- (2) 被害状況により早期復旧が見込まれない地区における重要施設に対しては、適切な処置により仮送電する。

第3 広報活動

- 1 災害時における住民の不安解消及び事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知するほか、戸別端末を利用した情報提供を行う。
 - (1) 垂れ下がり電線による感電防止
 - (2) 浸水家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
 - (3) 電力施設の被害状況
 - (4) 復旧の見込み
- 2 被害及び事故の状況により、各防災関係機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

第18節 ガス施設災害応急計画

災害により各家庭のLPガス施設に被害を生じ、又は発生するおそれがある場合、人命及び住民生活の安全確保のため、LPガス芽室分会（以下「芽室分会」という。）は有効な予防措置及び二次災害発生の防止対策など速やかな応急復旧対策を講じるものとする。

第1 非常体制

1 緊急措置

- (1) 芽室分会は、地震などの災害が発生した場合、災害の迅速かつ適切な措置を講ずるため、緊急連絡網に基づき緊急出動体制をとる。
- (2) 緊急措置の基準は、震度5弱以上の地震が発生した場合又は近隣で大地震が発生し、本町で震度4の場合

第2 災害時の点検

芽室分会は緊急災害時において、住民の生命及び財産を守るため拠点施設としての、公共的施設（防災関係機関、指定避難所等）を最優先に点検する。

第3 復旧対策

- 1 震度5弱以上の地震が発生した場合又は近隣で大地震が発生し、本町で震度4の場合には、町内の各家庭のガス施設に多大な被害が予想されるため、各指定避難所においての炊き出し等が予想される。この場合、芽室分会は防災関係機関及び指定避難所のガス施設の復旧に全力を注ぐものとする。

- 2 本町が震度6弱以上の地震に見まわれ、ガス施設の復旧に関し芽室分会だけではできない場合、他地区からの救援員の受入れ体制については、芽室町災害対策本部の協力を得るなど万全を期すものとする。

第4 広報活動

1 災害時の広報

- (1) 波及的災害事故防止を図るため、町広報車のほか、帯広警察署、芽室消防署及び報道機関の協力など、あらゆる手段を講じて、住民への広報を実施する。
- (2) 広報基準は震度5弱以上で実施する。
- (3) 広報内容
 - ア ガス漏れ注意
 - イ ガス漏れ発見時の通報
 - ウ 復旧作業の見通し、作業のスケジュール及び作業への協力要請

第19節 通信施設災害対策計画

東日本電信電話(株)北海道東支店は、地震、火災、風水害等に強い設備作り、通信伝送路の複数ルート化や24時間365日のネットワーク監視及び制御等を行い、災害等の不測の事態が発生しても通信サービスが途絶えないよう備えるものとする。

災害が発生した場合には、全国から被災地に集中する電話を制御し、110番・119番等の緊急通信や重要通信を守るとともに、避難所には市町村と連携し無料の特設公衆電話を設置し通信を確保する。また、災害対策機器の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保によりサービスの早期回復に努めることとする。

第1 NTT東日本の災害対策

1 通信ネットワークの信頼性向上

- (1) 主要な伝送路の多ルート化や中継交換機の分散設置により通信途絶を極力回避する。
- (2) 通信ビルや鉄塔は、震度7クラスの地震に耐えられるように設計しているほか、火災、風水害など、対災性を強化する。
- (3) 突然の停電時に備えて予備電源を設置する。

2 重要通信の確保

- (1) 災害発生後、安否確認等の殺到による電話の輻輳時には、警察、消防、災害救助機関等の重要通信を優先的に疎通させるため、一般通話を規制することがある。
- (2) 町からの要望により、避難所へ無料の特設公衆電話を設置する。
- (3) 輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3 サービスの早期復旧

災害により設備が被災した時には、災害対策機器の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保によりサービスの早期回復に努める。

4 広報活動

- (1) 災害の発生が予測される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信が疎通できないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接当該被災地に周知する。

- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関との協力体制によりテレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

第20節 医療救護計画

災害のため医療機関の機能が停止し又は不足し若しくは混乱した場合における応急医療及び助産の実施は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長（保健支援部援護班及び医療部医療班）が以下について実施する。
 - (1) 援護班
 - ア 被災地の感染症予防及び患者の収容
 - イ 応急救護所の開設及び管理
 - ウ 被災地及び避難所の保健指導
 - (2) 医療班
 - ア 傷病者の収容手当て及びその他応急医療
 - イ 被災地及び避難所の医療指導並びに応急医療
 - ウ 入院患者の避難誘導
 - エ 救急薬品の供給確保
- 2 町長は、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行うほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。
- 3 上記は、十勝医師会等と緊密な連絡協議のもとに実施する。
- 4 応急救護所は、原則として避難所を指定する。

第2 医療及び助産の対象者並びにその把握

- 1 対象者
医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び分べん者で災害により助産の途を失った者とする。
- 2 対象者の把握
対象者の把握は、所管を問わずできる限り正確かつ迅速に行い町長に報告するものとする。報告を受けた町長は直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資材機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示するものとする。

第3 医療及び助産の実施

災害時における医療の実施は、公立芽室病院を基幹として、助産の実施は、帯広市内の分娩対応医療機関を基幹として次により実施する。

公立芽室病院は、救急告示病院として、救急医療体制維持のため、医師、看護師及び病床数確保を図るものとする。

1 援護班及び医療班の編成

災害対策本部は保健支援部援護班に、医師、看護師及び事務職員等をもって構成する医療部医療班と随時連携をとらせ、直ちに救護活動にあたらせるものとする。

2 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び医療資機材、暖房用燃料等、援護班が常備以外の確保について原則として町内の薬局等から調達するものとするが、災害の状況等により町内で確保できない場合は知事及び近隣市町村長に調達を要請する。

3 医療の応援要請

町長は、町内の医療機関では対策が困難と認める場合は近隣の医療施設に協力を要請するとともに場合によっては知事に対し協力を要請するものとする。

- (1) 医療班の支援（日本赤十字社救護班および国立・道立病院等）
- (2) 患者移送（自衛隊）
- (3) 町内医療機関
- (4) 災害派遣医療チーム（DMAT）
- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

4 十勝医師会の協力

町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、十勝医師会長に対し出動要請を行う。

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

6 経費負担及び損害補償

経費の負担、費用弁償、損害補償については、十勝医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」の定めるところによる。

7 医療班の活動状況の記録

医療班の活動状況等について次により記録するものとする。

- (1) 医療班活動状況（様式1）
- (2) 病院診療所医療状況（様式2）
- (3) 助産台帳（様式3）

様式1

医療班活動状況

医師名

印

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計						

注：「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式2

病院診療所医療実施状況

芽室町

医療機関名	患者名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計									

注：「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式3

助産台帳

芽室町

分娩者 氏名	分 娩 日 時	助産機関名	分娩期間	金 額	備 考
計					

第21節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長が知事の指導、指示・命令に基づき実施するものとする。
- 2 災害による被害が甚大で町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

第2 防疫班の編成

被災地の防疫活動を迅速、的確に実施するための災害対策本部保健支援部援護班内に防疫班を編成し、関係機関と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）に基づき緊急措置を行うものとする。

また、防疫班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名及び作業員2～3名をもって編成する。

第3 感染症の予防

1 防疫の措置

町長は次の事項について感染症予防法に基づき、必要と認めるとき又は知事の指示・命令により、範囲、期間を定めておこなうものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）
- (3) 感染症の病原体に汚染された物件に関する指示（感染症予防法第29条第2項）
- (4) 生活の用に供される水の使用制限に関する指示（感染症予防法第31条第2項）
- (5) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）
- (6) 公共の場所の清潔方法に関する指示

2 検病調査及び健康診断

- (1) 避難所において、検病調査が必要な場合は、道の検病調査班と連携し、少なくとも1回以上、検病調査を行う。
- (2) 町は、町内の衛生組織及びその他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。
- (3) 検病調査の結果、必要がある場合、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

3 臨時予防接種

町長は知事の指示により感染症を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長又は知事の指示により、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染物その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないように処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症予防法施行規則第14条及び令和4年3月11日付け健感発0311第8号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症予防法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症予防法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症予防法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、又はろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者に対する措置

町長は、感染症法予防法に規定する一類～三類感染症の発生、又は四類感染症の発生動向に対応し速やかに防疫措置を実施するものとする。

第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法及び消毒方法の実施

十勝総合振興局等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは消毒液等により、トイレ、炊事場及び洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させる。

4 飲料水の管理

飲料水は、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させる。

第6 防疫資機材の調達

町長は、災害時において、町が保有する防疫用資機材等が不足した場合においては、十勝総合振興局保健環境部及び隣接市町村から借用するものとする。

第7 家畜・畜舎の防疫

被災地における家畜、畜舎、堆肥場等の防疫・消毒は知事の指示により、家畜保健衛生所、農業共済組合、家畜自衛防疫組合等と協力し実施するものとする。

第22節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物の処理」という。）の業務については、本計画及び芽室町災害廃棄物処理計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、流木等の除去については、本章「第25節 障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任者

1 ごみ及びし尿処理

- (1) 町長（環境土木部環境土木班）が実施する。
 - (2) 町長は、災害による被害が甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村又は道に応援を求め実施する。
- 2 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理は、所有者が行う。所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、町長が実施する。

第2 廃棄物等の処理方法

1 ごみ処理班

- (1) ごみの収集、死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、ごみ処理班を編成する。
- (2) ごみ処理班の班長には環境土木課長を、班員には環境土木課長が指示する者をもって充てる。

2 ごみの収集処分の方法

町長は、被害が甚大な場合、一時的にがれき等を保管する場所（仮置場）を設置することができる。処理は、計画的に一般廃棄物処分場（くりりんセンター）に搬入し処理する。なお、これが困難な場合は、民間業者等の処分場に処理を委任する。

3 し尿の収集方法

し尿の収集は、収集許可業者のほか必要に応じて車両を借り上げ、業者作業員の協力を得て実施し、トイレの倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう、被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理する。

第3 野外仮設共同トイレの設置

- 1 トイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同トイレを設置する。
- 2 共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設ける。この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

第4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、下記の処理施設にて集中焼却又は埋却処理をし、特定の理由により、それ以外の施設または区域にて処理をする場合は、知事の許可を得る。

死亡獣畜処理場

施設名	住所	連絡先
十勝化成工場	中札内村元札内東2線	0155-69-4121

第5 清掃等施設状況

(1) ごみ処理

施設名	住所	連絡先
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	0155-37-3550

(2) し尿処理場

施設名	住所	連絡先
十勝川浄化センター	帯広市西18条北3丁目	0155-33-8662

第23節 文教対策計画

教育施設又は児童生徒の被災により、通常の教育を行えない場合には、文教施設の応急復旧を行うとともに被災した児童生徒に学用品等を支給する等の応急教育を実施するために本計画を定めるものとする。

第1 実施責任者

- 1 町立学校の応急教育及び応急復旧対策は、町長及び教育委員会が行う。
- 2 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画をたてて行うものとする。

第2 応急教育対策

1 休校措置

(1) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は予想される状態となったとき、学校長は教育委員会と協議して必要に応じて休校措置をとる。

帰宅させる場合には、注意事項を十分徹底させる。低学年にあつては、教師が地区別に付添うなどの措置をとる。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定した時は、直ちに広報車、ラジオ、テレビ等を利用し又はPTA等の連絡網により確実な方法で全児童生徒に徹底させる。

2 学校施設の確保と復旧対策

授業実施のための校舎施設等の確保は災害の規模程度によるが、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育館等を使用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとる。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

公民館、地域福祉館等を使用し、なお不足するときは隣接校舎の余剰教室を借用する。

(3) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

残存した公共施設等を使用するものとするが、使用できる施設がないときは応急仮校舎の建築を検討する。

3 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じ、計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 上記の場合における授業の実施にあたっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容及び方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。
 - イ 授業等の場所が公民館等の学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学道路及びその他の被害状況に応じ、通学の安全について注意するよう指導する。また、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体及び保護者の協力を得るようにする。
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導及び管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないように留意する。
 - オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分に配慮し、児童及び生徒の心のケアを図る。

4 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、十勝教育局及び北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努める。

第3 教科書及び学用品の調達並びに支給

1 調達方法

(1) 教科書の調達

被害の学校別、学年別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき教科書供給書店に連絡し、供給を受けるものとする。また、町内の学校及び他市町村に対し使用済の教科書の供与を依頼するものとする。

(2) 学用品の調達

学用品については、町から調達する。

2 支給対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童、生徒で教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

3 支給の方法

学校教育部と学校長は、緊密な連絡を保ち支給の対象となる児童、生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り各学校長を通じて対象者に支給する。

4 支給品目

(1) 教科書

(2) 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(3) 通学用品（運動靴、かさ、カバン、ゴム靴等）

その他例示品目以外のものについても被災状況、程度等実情に応じて適宜調達支給する。

第4 学校給食対策

- 1 給食施設が被災したときは、状況を確認して給食実施の可否について決定し、可能な場合は給食提供が図られるよう応急措置を講ずる。
- 2 給食を提供する場合には、食物アレルギー等に十分注意する。
- 3 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳については関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- 4 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

第5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として利用される場合は次の点に留意し衛生管理を行うものとする。

- 1 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして毎日1回の消毒を実施すること。
- 2 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間を隔絶すること。
- 3 収容施設としての使用が終わったときは校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
- 4 必要に応じて、教職員及び児童生徒の伝染病予防接種や健康診断を実施すること。

第6 文化財等保全対策

文化財（有形文化財、無形文化財、民族資料、記念物等）は、その所有者及び管理者が常に保全、保護にあたり、災害が発生したときはその被害状況に応じ適切な措置を講ずるものとする。

第7 費用の限度額及び救助期間

救助法の基準による。

第8 学用品の給与状況

学用品の給与を実施したときは、次の様式により記録するものとする。

様式

学用品の給与状況

芽室町

学校名	学年	児 生 氏 名	童 徒 名	親権者 氏名	給与 月日	給与の内訳				実支 出額	備考	
						教科書			その他学用品			
						国語	算数		鉛筆			
					月 日						円	
計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）
氏名

印

- 注1 「給与月日」欄は、その児童生徒に対して最後に給与した給与月日を記入すること
- 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長（建築施設部建築施設班）が実施する。
- 2 救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が実施する。

第2 応急仮設住宅

1 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

2 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長（保健支援部救護班）が行う。

3 応急仮設住宅の建設

原則として、応急仮設住宅の設置は知事が行う。

4 建設戸数

町長の要請に基づき、知事は戸数を決定する。

5 建設予定場所

原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地又は私有地とする。

6 規模、構造、存続期間及び費用

- (1) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6連戸以下の連続建て若しくは共同建てとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建て、または木造住宅により実施する。
- (2) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。
- (3) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

7 平常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

8 管理

救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理について、町はこれに協力する。救助法が適用されない場合、町が設置するものは、町が管理する。

9 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入所者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第3 建築資材の確保

町長（建築施設部建築施設班）は、建築資材等の調達先を別に定めておくものとする。

なお、建築資材等の調達が困難な場合は、道及び関係機関に調達のあつせん等を依頼するものとする。

第4 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（様式1）
- (2) 住宅応急修理記録簿（様式2）

様式1

応急仮設住宅台帳

芽室町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備 考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- 注1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設場所の住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

芽室町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月 日	円	
計 世帯				

第25節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

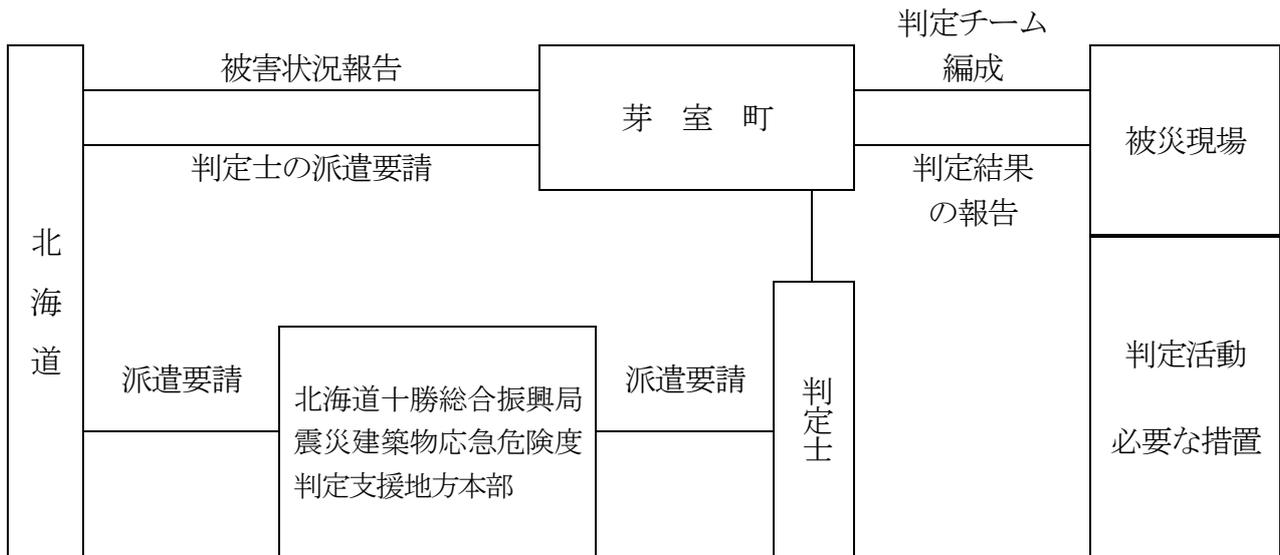
第1 応急危険度判定の活動体制

町は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

第2 応急危険度判定士の確保

- 1 町は、道及び関係機関と相互に綿密な連携を図り、応急危険度判定の活動が円滑に行われるよう実施体制の整備を行う。
- 2 町は、建築関係職員を対象として、被災した建築物の安全性等を判定できる応急危険度判定士の登録、更新を行うものとする。

第3 被災建築物危険度判定の仕組み



第4 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期及び調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3 判定の内容及び判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

4 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第26節 被災宅地安全対策計画

本町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図る対策は、本計画に定める。

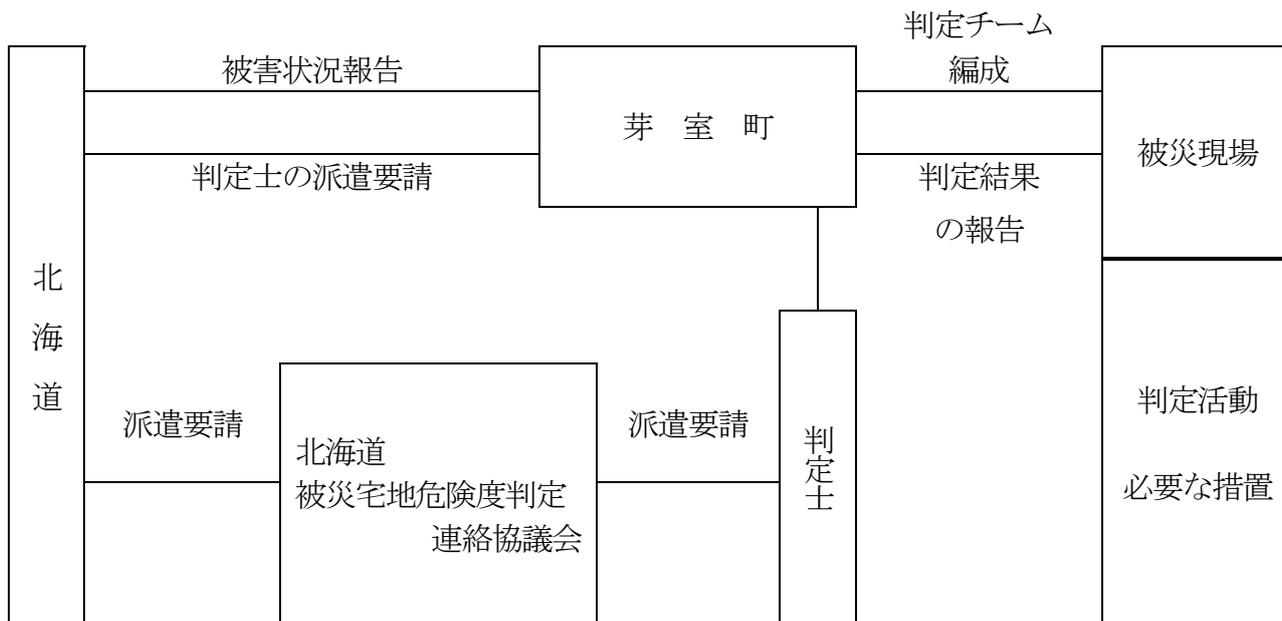
第1 危険度判定の要請

町長（建築施設部建築施設班）は、被災宅地危険度判定士を活用し、被災宅地の危険度判定を実施する。なお、町長は、危険度判定の実施を決定した場合、知事に危険度判定の支援要請を行う。

第2 被災宅地危険度判定士の確保

町は、土木関係職員を対象として、被災した宅地の安全性等を判定できる被災宅地危険度判定士の育成、登録するものとする。

第3 被災宅地危険度判定の仕組み



第4 判定士の業務

判定士は次により被災地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じ、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の搜索、並びに遺体の收容処理及び埋葬の実施は、本計画に定める。

第1 実施責任者

- 1 町長（行方不明者の搜索は統括総務部総務班、遺体の收容は医療部医療班、遺体の埋葬は環境土木部環境土木班とする。）

2 救助法適用後は、知事の委任を受けて町長が実施するが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

また、救助法が適用されていない場合でも、警察署、消防機関、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

第2 行方不明者の捜索

1 実施の方法

行方不明者の捜索は、町長が警察署と協力し、消防機関及び地域住民の協力を得て捜索班を編成し、必要な車両及び舟艇その他機械器具を活用して実施する。

2 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

(1) 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

(2) 行方不明者数並びに氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

第3 変死体の届け出

変死体は、直ちに警察署に届け出るものとし、その検視後に処理にあたる。

第4 遺体の収容処理方法

1 実施者

(1) 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族及び親族に連絡のうえ引渡す。

(2) 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができない場合は、町長が行う。

2 遺体の収容処理

(1) 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとる。

(2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園等遺体の収容に適切な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

(3) 遺体は、死因その他の医学的検査を行う。

第5 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で町長が必要と認める場合、応急的に遺体を埋葬する。埋葬にあたっては、次の点に留意する。

1 事故死の遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

2 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたりるとともに埋葬にあたっては、土葬又は火葬とする。

3 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

第6 平常時の規制の例外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するための緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大

臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

第7 行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間
救助法が適用された場合に準じて行う。

第8 火葬場の状況

火葬場名	所在地
芽室町斎場	芽室町上伏古10線8番地

第9 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

第10 遺体の搜索等の記録

遺体搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておくものとする。

- 1 遺体搜索状況（様式1）
- 2 遺体処理台帳（様式2）
- 3 埋葬台帳（様式3）

様式1 遺体搜索状況

芽 室 町

年月日	搜索地区	搜索遺体	搜索用機械器具			金額 円	備考
			名称	数量	所有者管理者名		

注：搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2 遺体処理台帳

芽 室 町

処理年月日	遺体発見日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料 円	実支出額 円	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額 円				
計		人									

様式3 埋葬台帳

芽室町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
//////////										
//////////										
計		人								

- 注：1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が棺、骨箱等現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第28節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合、町単独では十分な応急及び復旧活動を実施することが困難と判断した場合、道及び他市町村への応援要請については、本計画に定める。なお、応援要請にあつては受入体制に不備が生じないように十分配慮する。また、他の市町村が被災した場合は、被災地被害状況の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

更に冬期は、積雪・凍結等により、部隊の移動や、救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要がある。

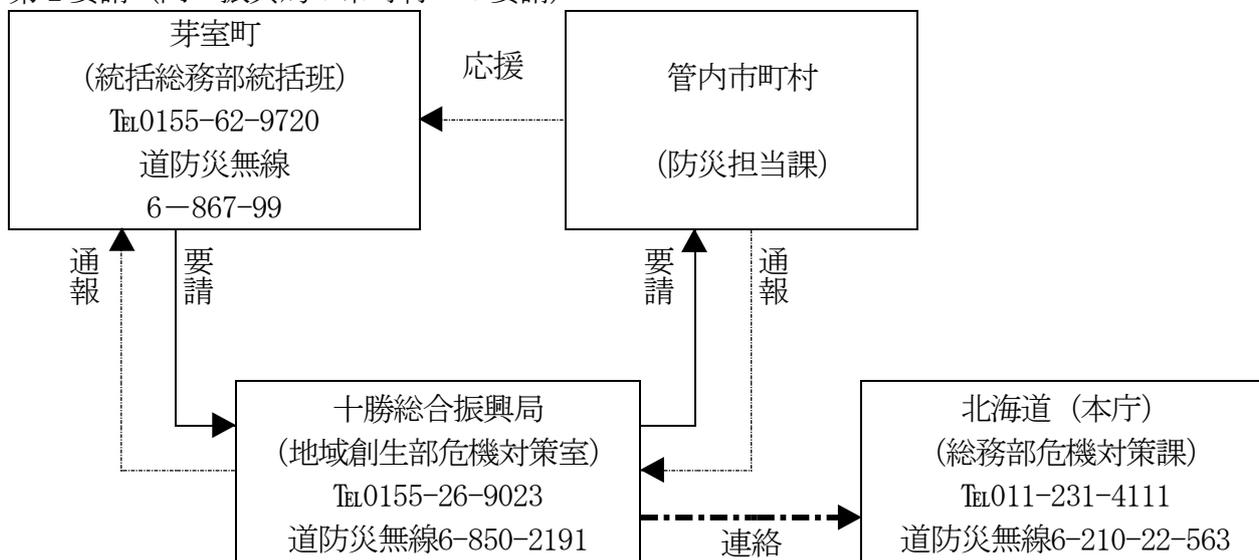
なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難対策計画 第7」による。

第1 「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づく要請

- (1) 基本法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、応援要請をする。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（十勝総合振興局長）に対し、応援を求めるものとする。
- (3) 町長は、道内の被災市町村長及び知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合において、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

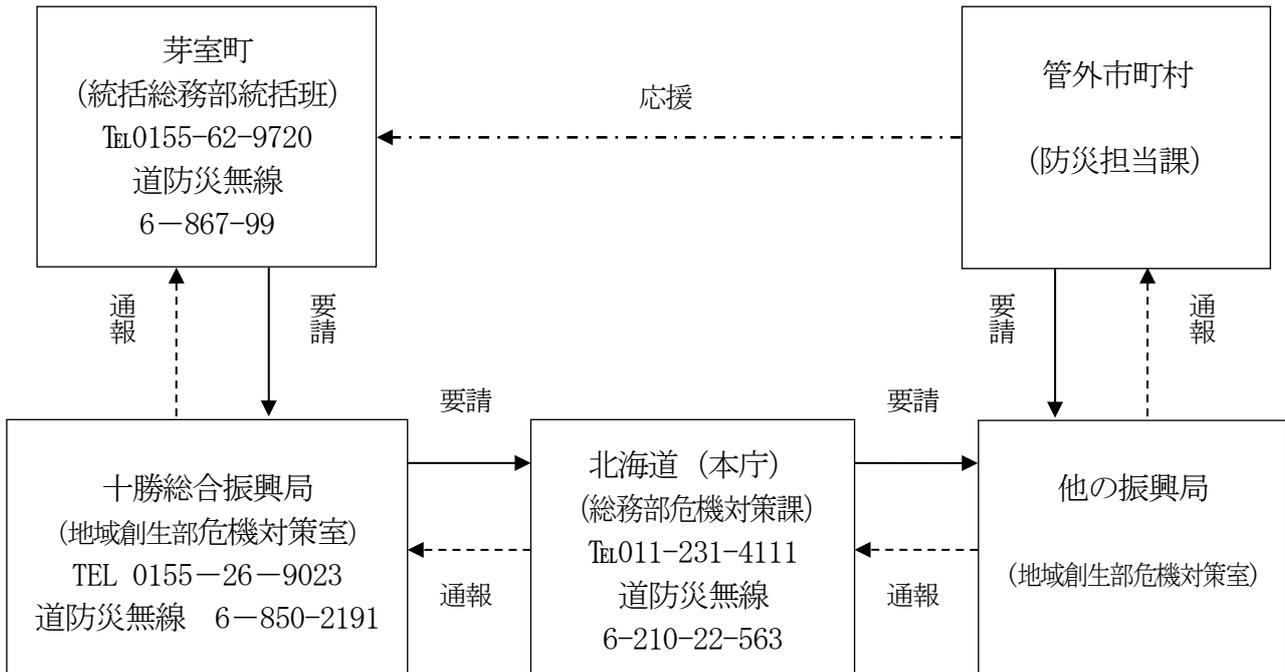
1 応援要請の区分及び連絡系統図

第1要請（同一振興局の市町村への要請）



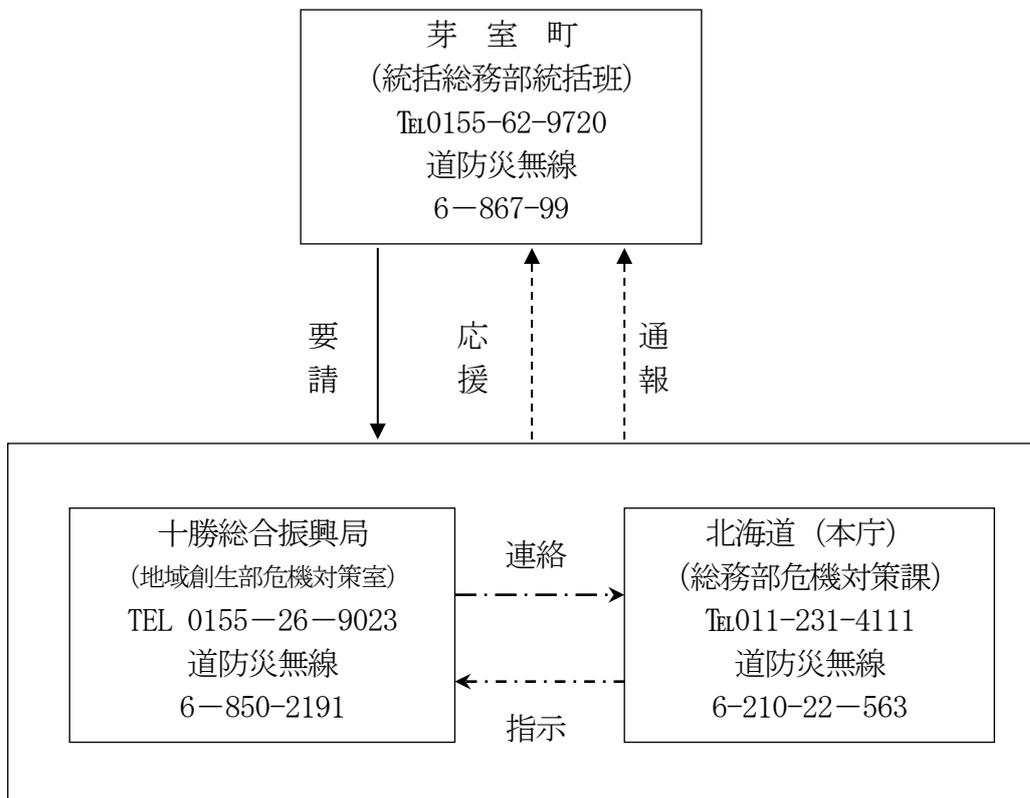
注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の不可に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨連絡するものとする。

第2要請（他振興局の市町村への要請）



注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第3要請（要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請）



2 応援の種類

要請により受けられる応援の種類については、次のとおりである。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供、並びに斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供、並びに斡旋
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (6) その他特に要請のあった事項

3 知事に対する応援要請等

- (1) 町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。
- (2) 町長は、知事が、災害発生都道府県知事又は、内閣総理大臣から他都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 「北海道広域消防相互応援協定」に基づく要請

- 1 大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じて道に対して広域航空応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防救助隊による応援を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立していく。
- 3 消防機関は、緊急消防救助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3 岐阜県揖斐川町との「災害時等の相互応援に関する協定」に基づく要請

- 1 基本法第67条第1項の規定に基づき、芽室町と揖斐川町相互の応援を円滑に遂行するために締結した「災害時等の相互応援に関する協定書」に基づき、応援要請する。
- 2 相互応援に関する連絡担当部課は次のとおりとする。

連絡担当部課	電 話	ファックス
芽室町総務課危機対策係	0155-62-9720	0155-62-4599
揖斐川町総務部総務課総務係	0585-22-2111	0585-22-4496

第4 岐阜県大野町との「災害時等の相互応援に関する協定」に基づく要請

- 1 基本法第67条第1項の規定に基づき、芽室町と大野町相互の応援を円滑に遂行するために締結した「災害時等の相互応援に関する協定書」に基づき、応援要請する。
- 2 相互応援に関する連絡担当部課は次のとおりとする。

連絡担当部課	電 話	ファックス
芽室町総務課危機対策係	0155-62-9720	0155-62-4599
大野町総務課危機管理防災係	0585-34-1111	0585-34-1110

第5 岐阜県池田町との「災害時等の相互応援に関する協定」に基づく要請

- 1 基本法第67条第1項の規定に基づき、芽室町と池田町相互の応援を円滑に遂行するために締結した「災害時等の相互応援に関する協定書」に基づき、応援要請する。
- 2 相互応援に関する連絡担当部課は次のとおりとする。

連絡担当部課	電 話	ファックス
芽室町総務課危機対策係	0155-62-9720	0155-62-4599
池田町総務部総務課管財契約係	0585-45-3111	0585-45-8314

第6 十勝定住自立圏共生ビジョンにおける「定住自立圏の形成に関する協定」に基づく要請

- 1 国の「定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）」の規定に基づき、中心市宣言を行った帯広市と、帯広市の中心市宣言に賛同した芽室町が締結した「定住自立圏の形成に関する協定書（地域防災体制の構築）」に基づき、応援要請する。
- 2 相互応援に関する連絡担当部課は次のとおりとする。

連絡担当部課	電 話	ファックス
芽室町総務課危機対策係	0155-62-9720	0155-62-4599
帯広市危機対策課危機対策係	0155-65-4103	0155-23-0151

第7 広尾町「災害時等の相互応援に関する協定」に基づく要請

- 1 基本法第67条第1項の規定に基づき、芽室町と広尾町相互の応援を円滑に遂行するために締結した「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、応援要請する。
- 2 相互応援に関する連絡担当部課は次のとおりとする。

連絡担当部課	電 話	ファックス
芽室町総務課危機対策係	0155-62-9720	0155-62-4599
広尾町総務課総務係	01558-2-0175	01558-2-4933

第29節 自衛隊派遣要請及び活動計画

大規模な災害が発生したとき、町の力だけでは救助に必要な人員、設備等を確保することが困難を予想されるような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動等の活動については、本計画に定めるものとする。

第1 災害派遣要請基準

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 災害又は災害発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- 3 救急物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 4 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- 5 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

第2 災害派遣要請の要領等

1 派遣要請方法

自衛隊の災害派遣を要請する必要があるときは、次の事項を明らかにして、「様式1 自衛隊派遣要請書」により知事に対し要請を要求する。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び本町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。また、人命の緊急救助に関し、知事に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶などにより知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) その他参考となる事項

2 担当の対策部班及び要請先

自衛隊の災害派遣要請は、統括総務部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域創生部危機対策室主査（危機対策）とする。

第3 災害派遣部隊の受入れ体制

1 受入れ準備の確立

知事（十勝総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 担当部班

受入れ担当部班は、統括総務部があたる。

(2) 連絡職員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定及び連絡にあたらせる。

(3) 作業計画の樹立、機材等の保管場所等の準備

担当部班は受入れのため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をとるものとする。

ア 応援を求める作業の内容

イ 所要人員

ウ 機材等の確保

エ 派遣部隊の車両、機材等の保管場所等の準備

オ 派遣部隊の滞留場所

2 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

(2) 知事（十勝総合振興局）への報告

統括総務部総務班は、到着後及び必要に応じて次の事項を十勝総合振興局地域創生部危機対策室主査（危機対策）に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職名

イ 隊員数

ウ 到着日時

- エ 従事している作業内容及び進捗状況
- オ その他参考となる事項

第4 経費負担等

- 1 自衛隊が防災活動に要する次の費用は、派遣部隊の受入れ側（町）において負担する。
 - (1) 資材費及び機器借上料
 - (2) 電話料及びその施設費
 - (3) 電気料
 - (4) 水道料
 - (5) 汲取料
- 2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定める。
- 3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第5 派遣部隊の撤収要請

町長は災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、「様式2 自衛隊派遣撤収要請書」により、速やかに文書をもって撤収の要請をするものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

第6 依頼（通報）先

- 1 十勝総合振興局（帯広市東3条南3丁目）
事務取扱：地域創生部危機対策室 0155-24-2191（災害優先電話）
- 2 陸上自衛隊第5旅団（緊急やむを得ない場合）
派遣要請部署：第4普通科連隊第3科
直通 0155-48-5121（内線3032）

様式1 自衛隊派遣要請書

第 年 月 日
号

北海道知事（十勝総合振興局長）様

芽室町長

自衛隊の災害派遣について

このことについて、人命保護のため緊急措置が必要なので、次の通り要請願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 その他参考となる事項

(課 係)

様式2 自衛隊派遣撤収要請書

第 号
年 月 日

北海道知事（十勝総合振興局長）様

芽室町長

自衛隊の災害派遣の撤収について

年 月 日付け第 号で依頼した災害派遣について、次のとおり撤収要請願います。

記

1 撤収理由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

(課 係)

第30節 防災ボランティアとの連携計画

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。災害時に全国各地から集まるボランティアに対し、受入窓口を設置して適切な受け入れを行い、このため、防災ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画に定めるところによる。

第1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努める。

第2 ボランティア団体・NPOの協力

町、防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第3 ボランティアの受け入れ

町（保健支援部援護班）及び芽室町社会福祉協議会は、関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

町及び芽室町社会福祉協議会並びに関係団体は、ボランティアの受け入れにあたって、高齢者介護等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

- 1 町外からのボランティアの受入窓口は、災害ボランティアセンターとする。
- 2 受入窓口は、次の事項について受入状況の把握と記録を行う。
 - (1) 団体名、所属、所在地、連絡先等
 - (2) 責任者、リーダー名、構成人数、滞在中の連絡先、連絡方法等
 - (3) 参加者の氏名、性別、年齢、血液型、家族等の連絡先等
 - (4) 専門分野、有資格者、支援内容、活動経験等
 - (5) 装備品、携行品等の内容、数量等
 - (6) 滞在予定（可能）期間
 - (7) その他必要事項
- 3 ボランティアの参加者については、町の負担において保険に加入するものとする。
- 4 受入れたボランティアの活動中の食事、宿泊先、生活必需品等については、統括総務部長と調整し確保する。

第4 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- 1 一般ボランティア
 - (1) 災害・安否及び生活情報の収集並びに伝達
 - (2) 炊き出し及びその他の災害援助活動
 - (3) 高齢者、障がい者等の介護並びに看護補助
 - (4) 清掃及び防疫の補助
 - (5) 災害応急対策物資及び資材の輸送並びに配分

(6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

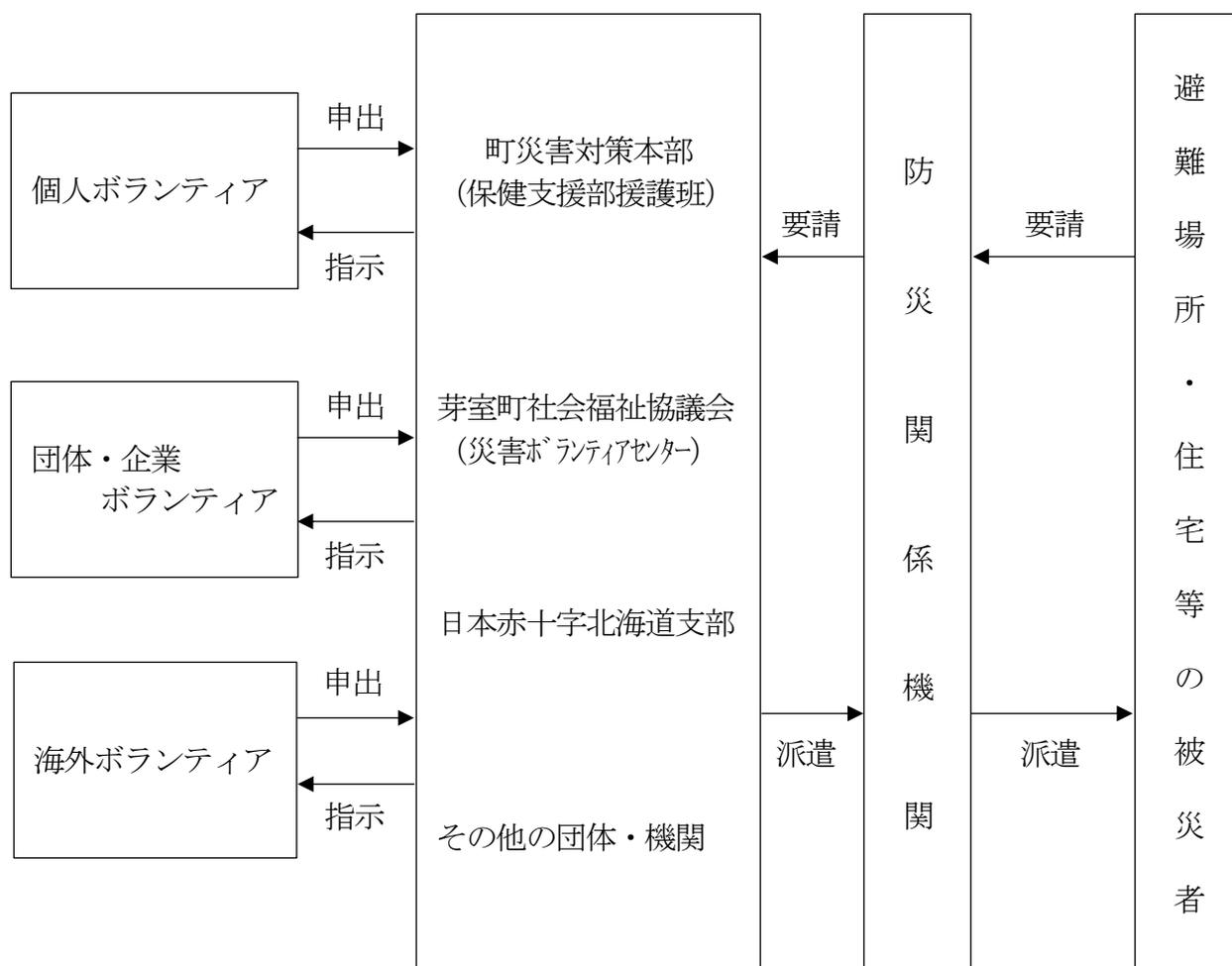
2 専門ボランティア

- (1) 被災者に対するカウンセリングや相談活動
- (2) 外国人通訳や手話通訳、視覚障がいボランティア等の災害時要援護者対応
- (3) 医療活動や住宅危険度判定など専門分野での活動
- (4) 被災建築物の応急危険度判定

第5 ボランティア活動の環境整備

町及び芽室町社会福祉協議会は、日本赤十字社北海道支部、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

<ボランティア受入体系図>



※ 保健支援部援護班は受入れ後、各部と調整し振り分けを行うものとする。

第31節 災害義援金等募集（配分）計画

大規模な災害が発生した場合、町、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会、道共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するための計画は、本計画に定めるところによる。

第1 義援金品の募集

1 義援金の募集

町は、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会、道共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

2 義援物資の募集

義援物資については、道、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需要状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。また、現地の需要状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

第2 義援金品の引継ぎ及び配分

1 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は芽室町災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。

2 義援物資の引継ぎ配分

義援物資については、町に引継ぎ、町は、町内会長、行政区長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

第3 義援金品の管理

町は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないように適正に管理する。また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会が実施する義援金募集（配分）業務は、救助法第32条に基づき知事から救助又は応援の実施について委託を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第1号または所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

1 北海道

知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し救助法を適用し、応急救助活動を実施する。

2 芽室町

町長は、知事が行う応急救助活動の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、災害により現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

適用基準			
被害区分 市町村 の人口	市町村単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合等
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数	
15,000人以上 30,000人未満	50	25	芽室町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
<p>1 住家被害の判定基準 滅失・全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、50%以上に達した程度のもの</p> <p>(1) 半壊、半焼・2世帯で滅失1世帯に換算住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの</p> <p>(2) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>			

第3 救助法の適用手続

1 芽室町

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに十勝総合振興局長を通じ知事に次の事項を報告し、救助法の適用を要請しなければならない。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に執った救助措置及び今後執ろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

2 十勝総合振興局

十勝総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法施行令第1条第1項第1号（災害の範囲）の規定に該当し、かつ、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨、町長に通知するとともに知事に報告をする。

3 北海道

知事は、十勝総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した場合は、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託することができる。

(救助の種類と実施期間)

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他の生活必需品の供与または貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村

救助の種類	実施期間	実施者区分
住宅の応急処理	1か月以内	市町村
学用品の供与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の捜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村
障害物の除去	10日以内	市町村・日赤道支部
生業資金の貸与		現在運用されていない

注：期間については、すべての災害発生日から起算し、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要な措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ救助法並びに同施行令、規則及び補則に基づく公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、救助法第5条、第6条の規定により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について、相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第33節 障害物除去計画

災害によって道路、住民又はその周辺に運ばれた土砂、流木等で生活に著しい障害をおよぼしているものを除去して、り災者の保護を図ることについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町長（環境土木部環境土木班）

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

2 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認められたとき行うものとする。

1 道路、河川等に係る障害物の除去の対象となるものはおおむね次のとおりである。

(1) 障害物の除去が交通の安全と輸送確保に必要な場合

(2) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

- 2 住宅等に係る障害物の除去の対象となるものは、次のすべての要件に該当する場合に限るものとする。
- (1) 土砂、流木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）に運びこまれたため、当面の生活が営み得ない状態にあり、かつ当該住宅以外に居住の方法がないもの。
 - (2) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができないもの
 - (3) 住宅が半壊又は床上浸水したもの

第3 障害物除去の方法

- 1 実施責任者は、自ら応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力応援を得て速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

第4 障害物の集積場所等

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地、グラウンド等を利用し集積するものとする。
- 2 北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮する。

第5 除去に必要な資器材及び搬送

町有機械のみでは、障害物の除去を実施することができないときは民間業者の車両を借り上げるものとする。

第6 費用の限度及び期間

救助法の基準による（「第31節 災害救助法の適用と実施」参照）。

第7 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、次の様式により記録するものとする。

様式

障 害 物 除 去 の 状 況

芽室町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要 した機関	実支出額	除去に要すべ き状態の概要	備 考
計	半壊()	世帯			
	床上浸水	世帯			

第34節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等取扱いについては、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。
- 2 町長は、被災地の逸走犬等の保護及び収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて応援を求めて実施するものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）並びに北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。
- 2 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護及び収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第35節 被災者援護支援

災害が発生した場合において、町は被災者に対し情報提供や人的支援等の実施、相談・各種申請の効率的な実施により、被災者が支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう努める。

各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者救護支援のための被災者台帳の作成については、次に定めるところによる。

第1 罹災証明書の発行

罹災証明書は、救助法、被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害の程度について、災害対策に関する事務の一環として行うもので、罹災証明書の交付を行う。

1 実施責任者

罹災証明書は、町長（住民税務部税広報班）が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、とちかち広域消防事務組合芽室消防署長が行う。

2 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。

3 罹災証明書の交付

災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとする。

4 被害家屋の判定基準

被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」に基づき行う。

判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」にしたがって被害家屋調査を行うものとする。

5 広報

罹災証明書の受付・交付窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、本町に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- ア 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下、この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の1の(2)ス）を含めないものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧対策を実施するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあつては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

第1 実施責任

町、指定地方行政機関の長、並びにその他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設、設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものである。

第2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (3) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 公園公共施設災害復旧事業計画

2 農林水産施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 その他の災害復旧事業計画

第3 公共施設災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行なわれる。事業別の国庫負担率及び補助率は北海道地域防災計画記載のとおり。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は道と協力して被害状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう所要の措置を進め、公共施設の災害復旧が円滑に行なわれるよう努める。

第3節 災害応急金融計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずるための対策は、本計画に定めるところによる。

第1 実施計画

災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、本編第5章第35節「災害応急金融計画」による。

1 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助する。また、町は道と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

2 中小企業等金融対策

道は、北海道信用保証協会、金融機関等と協議して災害融資制度を活用し、中小企業等の災害復興資金を確保する。

3 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、農林漁業金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

4 福祉関係資金の貸付等

道は、町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

5 被災者生活再建支援制度による支援

被災者生活再建支援法による支援金は、世帯主の年齢及び世帯の収入合計額等の一定要件に従って支給を行う。

また、町は、被災世帯の個人情報保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また、支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、十分に配慮する。

第2 財政政策

1 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

2 道、町、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第1 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された北海道内の推進地域の区域は、次表のとおりである。

(令和4年10月3日 内閣府告示第99号)

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の60市町村
--

第2 防災関係機関が地震発生時の応急対策として行う事務又は業務の大綱

本推進地域指定に伴う地震防災に関し、町、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第3節の「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した被害想定調査結果等に基づく被害の特性は、次のとおりである。

1 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早避難意識が低い場合の死者数は約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。

2 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が增大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予想される。

中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合は約3,100棟となる。

3 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧で火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動も振動は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 災害対策本部等の設置等

第1 本部の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下本章において「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに芽室町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、基本法及び本編第3章「防災組織」第1節「組織計画」に定めるところによる。

第3 災害対策本部応急対策要員の参集

町内に地震が発生した場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災に関わる各種計画に定めるところにより、万全の活動体制をとるものとする。

また、町職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を持つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

その他については、第3章第3節「災害情報等の収集及び伝達計画」による。

第4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織及び動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における海溝型地震発生時の防災組織及び動員体制については、各機関の定めるところによる。

第4節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対応

1 地震情報の伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報伝達計画については、第3章第3節「災害情報等の収集及び伝達計画」による。

2 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、被害の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用し、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集し、又は伝達することとする。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、第3章第3節「災害情報等の収集及び伝達計画」による。

(2) 避難のための指示

ア 町長

避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線等あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

イ 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための立退き指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

ウ 警察官

町長から要請があったとき又は町長が立退きを指示することができないと認めるときは、立退き指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を十勝総合振興局長に報告する。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

天災等により危険な状態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) このほか、地震発生時の避難指示等の伝達方法等については、第3章第5節「避難対策計画」による。

3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被害状況等の把握に努めるものとする。

4 二次災害の防止

(1) 町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

(2) 町は道の指示を得ながら、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警報に努める。

(3) 二次災害防止に係る活動にあたっては、要員の安全確保に配慮するものとする。

(4) このほか、二次災害防止については、第3章第25節「被災建築物安全対策計画」による。

5 救助・救急・消火・医療活動

- (1) 海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては、被災地への応急活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、道、町をはじめ防災関係機関が全力を挙げて対応するのはもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命救助、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。
- (2) 町、芽室消防署、帯広警察署等をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に、迅速な救出活動を実施するものとする。
- (3) 道、町、日本赤十字北海道支部、医療機関、医療関係団体等は、相互の連携の下に、迅速かつ円滑な医療救援活動を実施するものとする。
- (4) 町、芽室消防署は、必要に応じて他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能を挙げて消防活動を実施するものとする。
- (5) このほか、救助・救急・消火・医療活動については、第3章第6節「救助救出計画」、同章第7節「地震火災等対策計画」による。

6 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、芽室町商工会等との協定書等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。

このほか、物資調達については、第2章第5節「食糧等の調達・確保及び災害資機材の確保」、第3章第12節「食料供給計画」、同章第13節「給水計画」及び同章第14節「衣料、生活必需品等物資供給計画」による。

7 輸送活動

輸送活動については、第3章第10節「輸送計画」による。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3章第20節「防疫計画」、同章第22節「廃棄物等処理計画」及び同章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」による。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は道に対して町内の居住者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）並びに観光客、つり客及びドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、芽室町地域防災計画（地震防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

3 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

- 1 町内で地震が発生した場合、町職員だけではなく対応が不十分になるおそれがあるため、基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。
- 2 災害応援対策を実施するにあたって、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって災害対策本部から応援協力を要請するものとする。

その他については、第3章第29節「自衛隊派遣要請及び活動計画」による。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、海溝型地震を含む地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備については、本計画に定める。

第1 整備方針

- 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- 2 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施できるよう努める。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- 4 施設等の整備を行うにあたっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものである。
- 5 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体は未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第2 整備すべき施設

- 1 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、小学校・中学校又は公的建造物の改築又は補強
- 2 地域防災拠点施設
- 3 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 4 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- 5 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

第3 建築物の耐震化

- 1 町は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、耐震改修促進計画を計画的に作成する。
- 2 町は、耐震改修促進計画において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 3 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。

- 4 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努める。

第4 ライフライン施設等の耐震化

- 1 町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性に強化や多重性及び代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- 2 町及び防災関係は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- 3 町及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 4 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設とした共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

第5 長周期地震動への対応等

- 1 町は、国、関係機関による長周期地震動に関する論理的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図る。
- 2 このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進について、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同章第12節「建築物等災害予防計画」による。

第6節 防災訓練計画

町は、住民及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練計画については、本計画に定める。

第1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携、住民及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、原則年1回以上実施、また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことを配慮するものとする。
- 3 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 警備及び交通規制訓練
 - (3) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生状況、避難指示、自主防災組織による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 4 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするように努めるものとする。このほか、防災訓練の実施については、第2章第4節「防災訓練計画」による。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して推進する地震防災上必要な教育及び広報等に関する計画は、本計画に定める。

第1 職員等に対する防災教育

- 1 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものである。
- 2 職員に対する防災教育は、本部に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - (2) 地震に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題
 - (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

第2 住民等に対する教育・広報

- 1 教育・広報は、地域の実態等に応じて地域単位、現場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - (2) 地震に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報入手の方法
 - (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品
- 2 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及及び啓発に努めるものとする。

- 3 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 児童・生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- 1 過去の地震の実態
- 2 地震の発生のしくみと危険性
- 3 地震に対する身の守り方と心構え
- 4 地域における地震防災の取組み等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

町及び北海道公安委員会(帯広警察署)は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第6 相談窓口の設置等

町は、地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨、周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「住民の心得」及び同章第3節「地震に関する防災知識の普及・啓発」による。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の被害状況によっては、地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上については、本計画に定める。

第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震災害による備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、第2章第1節「住民の心得」による。

第2 自主防災組織等の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。

- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織等の育成計画」による。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を含む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化及び予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設及び危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備及び強化に努めるものとする。